



295
24

始



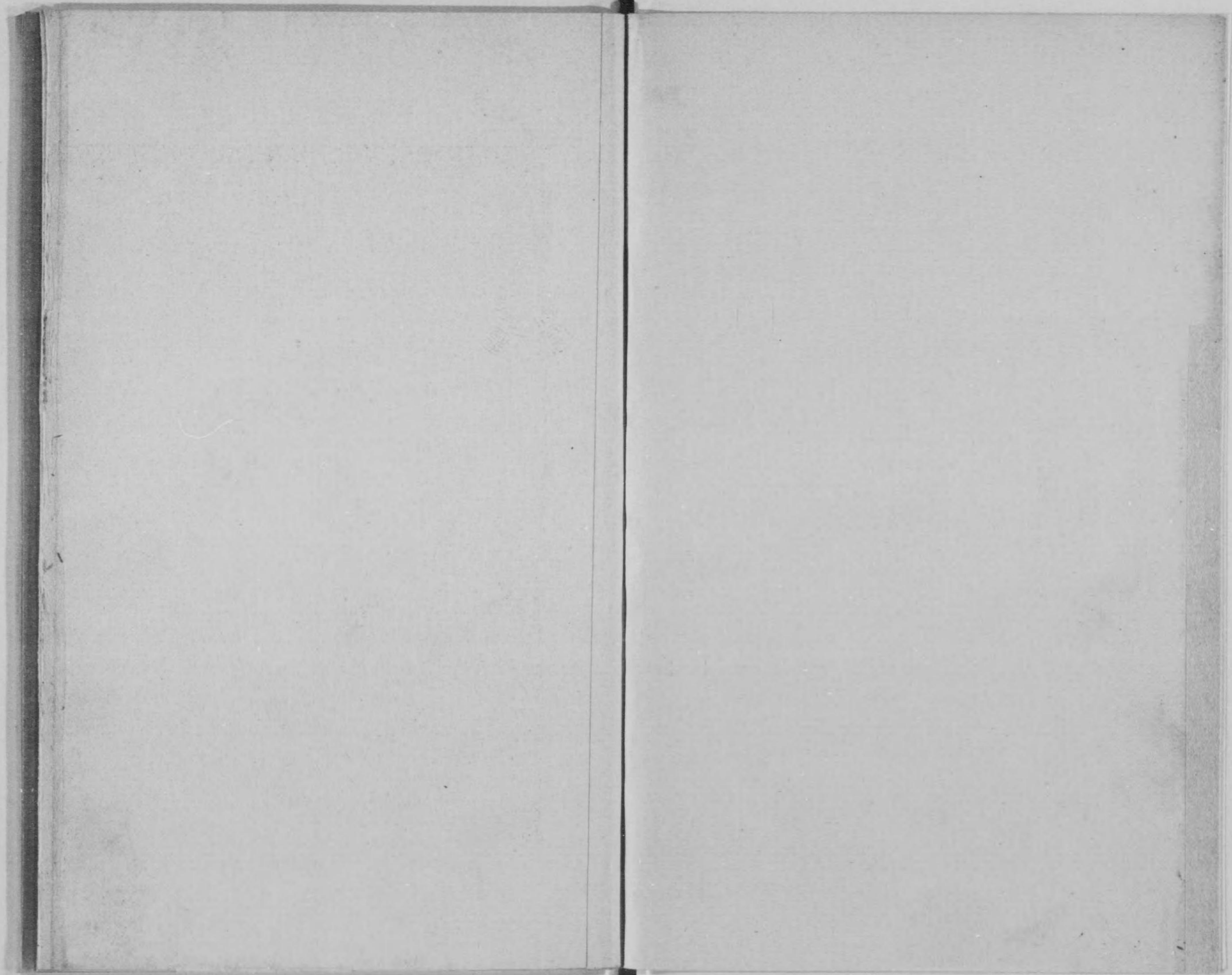
IT5M-86

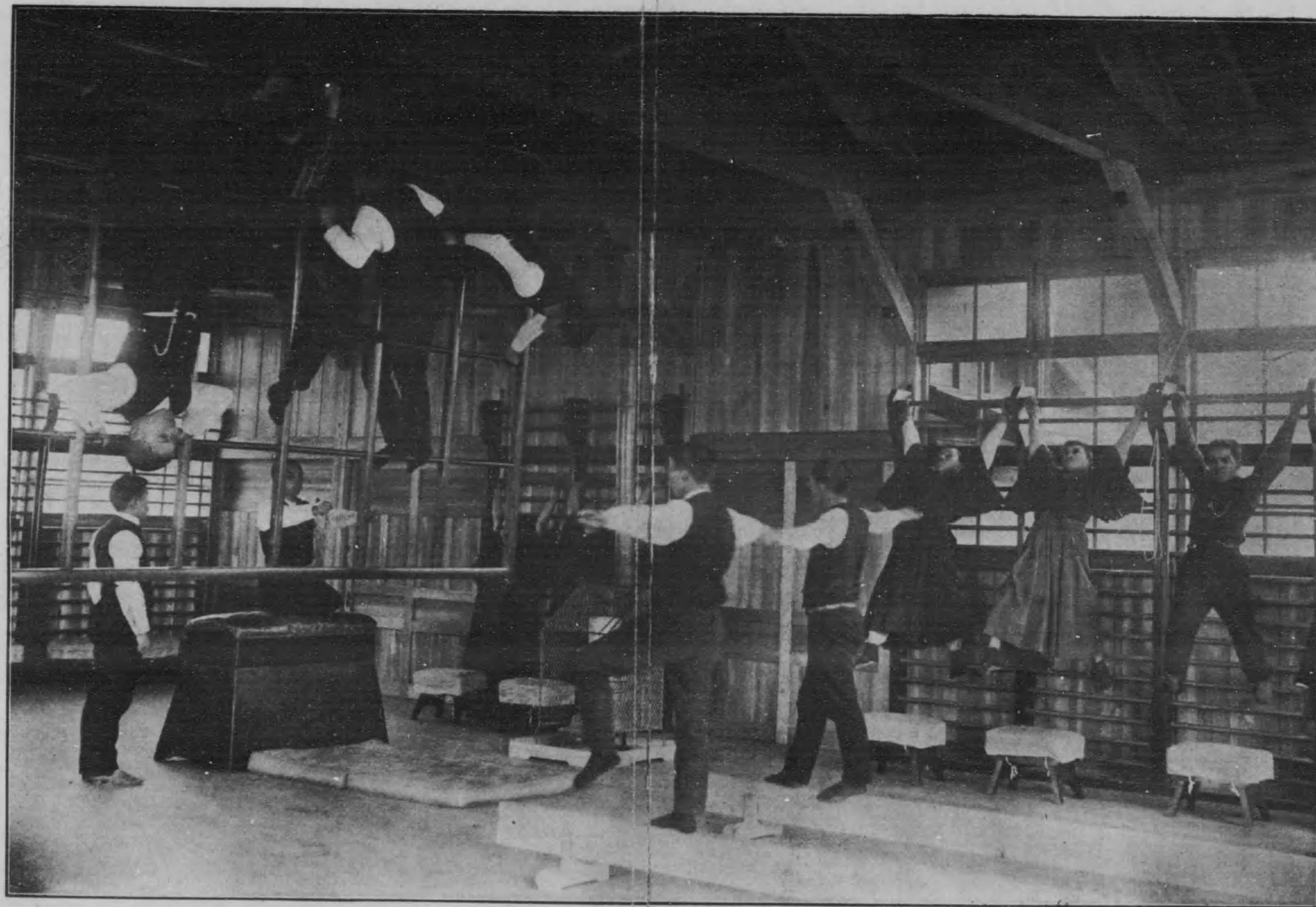
275

24

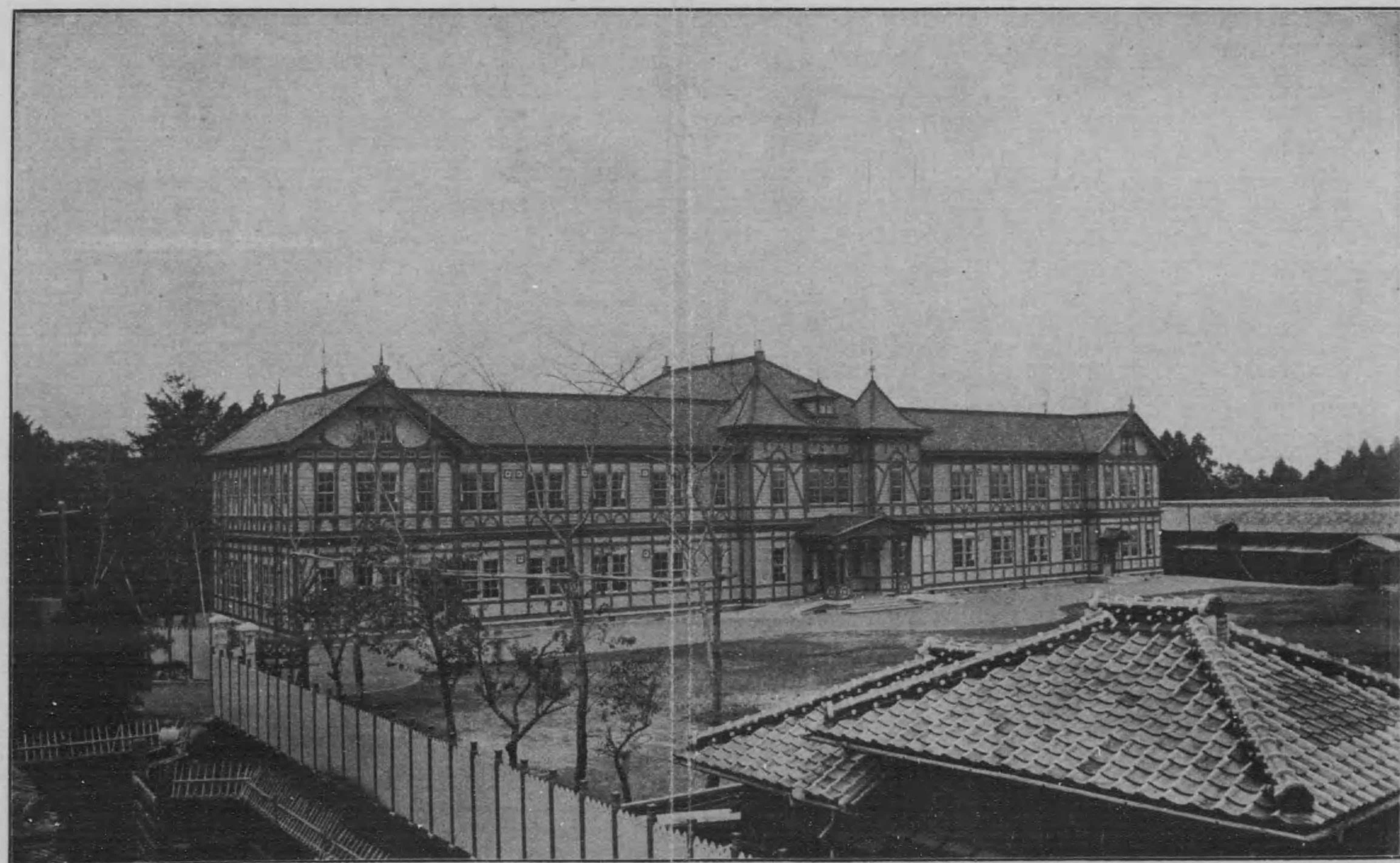
東京盲學校一覽

自大正二年四月
至大正三年三月





雨天體操場 (大正元年八月新設)
GYMNASIUM.



東京盲學校
THE TOKYO SCHOOL FOR THE BLIND.

東京盲學校一覽目次

學年曆

第二章

沿革略

一、東京盲學校ニ關スル法令

二、教育部直轄諸學校勅語謄本頒布ニ付文部大臣訓示

三、文部省直轄諸學校官制(抜抄)

四、高等官官等俸給令(抜抄)

五、文部省直轄諸學校職員定員令(抜抄)

六、文部省直轄諸學校長職務規程

七、文部省直轄諸學校長職務規程

八、東京盲學校規程

九、東京盲學校並東京聾啞學校ノ師範科卒業生服務規則

十、東京盲學校並東京聾啞學校ノ特別入學規程

十一、文部省直轄諸學校外國人特別入學規程

十二、學生徒身體檢査規程

十三、東京盲學校商議委員會規程

十四、行幸啓ノ節學生徒敬禮方

十五、按摩術營業取締規則

十六、鍼灸術營業取締規則

第三章

東京盲學校規則並細則

一一一〇〇九七六六五四四〇〇
九七五四三一一〇〇九七六六五四四〇〇
丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁丁

2. 10. 2
寄贈

子曾公

十二月二十二日	(月)
十二月二十三日	(火)
十二月三十一日	(水)
大正三年	
一月一日	(木)
一月十日	(土)
二月十一日	(日)
三月十日	(火)
三月春分	(火)
三月二十四日	(金)
三月二十七日	(火)
三月三十一日	(火)

創立記念式
 冬季休業始
 第二學期終
 新年祝賀式、第三學期始
 冬季休業終
 第三學期授業始、始業式
 紀元節祝賀式
 陸軍記念日講演
 春季皇靈祭
 第三學期授業終
 第二十六回卒業證書授與式
 第三學期終

第一章 沿革略

本校ハ明治八年五月二十一日古川正雄、津田仙、中村正直、岸田吟香及獨逸亞米利加のせらん教會宣教師(Dr. Henry Faid)の宅ニ於テ訓盲ノ事ヲ議シ樂善會ヲ組織スルニ始マシムル

明治九年二月二十七日訓盲院ノ設立書ヲ東京府權知事楠本正隆ニ出シ三月十五日許可、同日工部大輔從四位山尾庸三入會シ具ニ從前ノ事情ヲ聞キ大ニ動議シテ曰ク盲啞ノ教育ニツキ外國人ニ依頼シ一宗教ノ力ニ籍ルハ甚非ナリ專ラ邦人有志者ニ謀リ宗旨ノ如キ内外異同ヲ論セズ院廣ク盲啞ノ爲ニ力ヲ盡スベキ會友ヲ募ラント、一同之ヲ賛成ス、二月二十一日訓盲啞院設立ノ事 宸聽ニ達シ内庫金三、〇〇〇圓下賜、此日ヲ以テ本校創設記念日トス。

明治一〇年一月三日會友一同山尾庸三前島密ヲ推シテ會幹トス。

明治一一年三月二日右大臣岩倉具視訓盲ノ舉ヲ嘉シ樂善會友ヲ築地精養軒ニ招キ親シク訓盲ノ主意ヲ問ヒ、翌年一二月訓盲院建築落成ノ日太政大臣三條實美ト共ニ金三〇〇圓寄附、築地三丁目海軍省用地ノ内四、八〇〇坪借用許可ニ依テ新築工事ヲ工部省ニ依頼ス。

明治一二年七月會友一同教監ヲ大内青巒ニ囑託ス、一二月本院建築落成ス、總テ九三坪餘ニ階建煉瓦造ニシテ室內總漆喰塗ナリ、工費總額八、八二二圓餘ナリ、此ノ如ク工費ノ低廉ナリシハ人夫用材等寄附多キニヨレリ。

明治一三年一月五日初テ訓盲院ノ事務ヲ開キ二月初テ盲生東京府平民福田きよ(八)同島村貞吉(三)二名入學、是ヨリ先キ浦田長民東京府ニ請ヒ府下盲啞子弟取調ニ從事シテ入學ヲ勸ムレドモ應ズル者ナシ、是ニ於テ山尾庸三麻布區長ニ謀リ此兩名ニ往

六月復車賃ヲ給シ通學セシム

明治一五年四月一〇日初テ生徒ノ寄宿ヲ許ス

明治一六年一月二〇日大内青巒院長ヲ辭シ高津柏樹ニ院長ヲ心得シム

明治一七年五月二六日訓旨啞院ト改稱ス

明治一八年九月二九日總會ヲ開キ現況ニ於テハ永續ヲ望ム盛大ヲ期シ難キヲ以テ建物器具及資金一切ヲ文部省ニ納レ同省ノ直轄ヲ請願シ一月二一日許可之レ本校ノ初メテ國立トナリタルナリ、同二五日文部權少書官平山太郎院長兼務ヲ命ゼラル

明治一九年一月一三日文部一等屬大窪實訓旨啞院主幹兼務ヲ命ゼラレ平山太郎院長兼務ヲ解カル、此月昨年婦人慈善會寄附金一〇〇〇圓ヲ以テ寄宿舎新築工事ヲ起シ落成ノ後五月一日生徒ヲ移ス、七月規則ヲ改正シ相當級ニ編入ス、一〇月初テ授業料ヲ徴收ス、一二月二一日主幹大窪實愛知縣尋常師範學校長ニ轉任理科大學教授兼教頭矢田部良吉兼任ヲ命ゼラル

明治二〇年一月五日東京旨啞學校ト改稱セラレ主幹理科大學教授兼教頭矢田部良吉兼任ヲ命ゼラル

明治二一年一月一日第一回卒業式ヲ行フ、文部大臣子爵森有禮之ニ臨ム、式畢テ佛國萬國博覽會出陳ノ生徒製作品ヲ展覽ニ供ス、同一九日商議委員ヲ會シ本校生徒追々増加シ教場及寄宿舎狹隘ニ付増築ヲ要スルニ際シ將來ヲ慮ルニ築地ハ商業ノ樞軸ニ當リ後日繁昌ノ地トナルハ必然ニシテ此種ノ學校ヲ置クニ適セズ且地質卑濕ニシテ雨後數日ハ潜水湛ヘテ遊戯體操ニ便ナラズ寄宿生中脚氣症ニ罹ル者多シ、コレ全ク地質ノ然ラシムル所トナリ衆醫ノ說ニ揆ニ出テ豫防注意ヲザルモ尙年々同症ニ罹ル者絶ヘズ誠ニ痛心スベキ事ナレバ此際他ヘ移轉シ現地所ヲ賣却シ右代金ヲ

以テ一分ハ新築費ニ充テ一分ハ基金ニ加ヘナバ十數年ノ後ハ基金ノ利子ヲ以テ維持スルヲ得ベシトナシ移轉ノ事ヲ文部大臣森有禮ニ建議ス

明治二二年一月二八日小石川指ヶ谷町内務省所屬舊藥草試植園ヲ本校敷地ニ定メラル

明治二三年三月二二日第二回卒業式ヲ行フ文部大臣子爵榎本武揚之ニ臨ム式後第三回卒業式ヲ行フ

明治二四年一月一日第四回卒業式ヲ行フ

明治二五年一月一日第五回卒業式ヲ行フ

明治二六年一月一日第六回卒業式ヲ行フ

明治二七年一月一日第七回卒業式ヲ行フ

明治二八年一月一日第八回卒業式ヲ行フ

明治二九年一月一日第九回卒業式ヲ行フ

明治三十年一月一日第十回卒業式ヲ行フ

明治三一年一月一日第十一回卒業式ヲ行フ

明治三二年一月一日第十二回卒業式ヲ行フ

明治三三年一月一日第十三回卒業式ヲ行フ

明治三四年一月一日第十四回卒業式ヲ行フ

明治三五年一月一日第十五回卒業式ヲ行フ

明治三六年一月一日第十六回卒業式ヲ行フ

明治三七年一月一日第十七回卒業式ヲ行フ

明治三八年一月一日第十八回卒業式ヲ行フ

明治三九年一月一日第十九回卒業式ヲ行フ

明治四〇年一月一日第二十回卒業式ヲ行フ

明治四一年一月一日第二十一回卒業式ヲ行フ

明治四二年一月一日第二十二回卒業式ヲ行フ

明治三十八年三月二十九日午前九時第一七回卒業式ト教員練習科第二回卒業式ト併セ
テ開校滿二五年祝ノ式ヲ行フ、久保田文部大臣之臨ム、文部省普通學務局長心得野尻精一
之臨ム、一月一日失明軍人講習會ノ願ニ係ル寄宿舎落成、今日ヨリ講習開始ノ
旨會長男爵石黑忠憲ヨリ届出ヅ
明治四〇年三月二十九日第一九回卒業式ヲ行フ、男爵牧野文部大臣之臨ム、五月
各地師範學校校長來觀、七月二十五日ヨリ八月二日マデ文部省ノ催ニ係ル官啞教授法
講習會場ヲ本校講堂ニ充テ教諭石川倉次ニ講師囑託、一二月一六日子爵寺內陸軍大
臣ヨリ三七、八年戰役記念トシテ旅順戰利品ピアノ一臺贈付ス、ステツセル將軍ノ營
所居室ニ備ヘタルモノト云フ、一二月二五日日本邦官啞教育ノ創業者前京都官啞院長
績ニ對シ五〇〇圓ヲ追賞ス、同人ハ明治二〇年二年ノ交本校教諭ニ任シ京都官
啞院長ヲ兼ネタリ、茲ニ其死ヲ附記スルハ獨リ管テ本校教諭タリシ故ノミニアラズ
實ニ官啞教育ノ創業者トシテ敬意ヲ表スルモノナリ、
明治四一年三月二十九日第二〇回卒業式ヲ行フ、文部大臣代理白仁普通學務局長之

ニ臨ム、當日ハ日曜ニ拘ラズ之ヲ行ヒ今後ノ例トス、四月二四日商議委員津田仙卒
去、享年七二同人ハ本校創業首唱者ノ一人ニシテ當初ヨリ盡ス所特ニ多ク自ラ資ヲ
投ズル少カラザルノミナラズ他ニ勸誘ヲ努メ明治一九年米國畫師セおぐる、を
す本邦漫遊中描寫ノ人物、名所、舊跡數十點ノ展覽會ヲ催フシ基金九百圓餘寄附ノ
仲介者タリ、第二〇回卒業式後啞生卒業生ト共ニ撮影セルガ最後ノ影ナラントハト
テ職員生徒一同哀悼ヲ極メ葬式當日業ヲ休ミ吊意ヲ表シタリ、七月八日 皇后陛下
行啓、男爵牧野文部大臣、松村文部省普通學務局長、校長小西信八、教諭石川倉次同
高津柏樹商議委員子爵野村靖、同男爵前島密、高嶺女子高等師範學校長、外二二七、八
年戰役ニ從ヒ失明セル陸軍曹長以下一〇名餘ノ中有志者一五名ノ爲ニ軍人援護會
支金ニ依リ催フシタル講習會々々長退職陸軍々々醫總監男爵石黑忠憲并ニ失明陸軍砲兵
中佐山岡熊治等ニ拜謁ヲ許サレ又大内青巒ハ創業當時ノ盡力ニ引續キテ商議委員ト
ナリ盡力ノ趣聞シ召サレ特ニ拜謁ヲ許サル、講堂ニ於テ授業ノ一般ヲ、別室ニ於テ
啞生徒成績品ヲ、同時ニ圖書教室窓ヨリ戸外體操ヲ御覽ニ供ス、御覽後御休憩室ヘ
復御アリ前ニ拜謁ヲ許サレタル面々御召寄セテ茶菓子ヲ賜ハリ文部大臣、校長ニハ多
ハ御感ノ詞ト御獎勵ノ許サレタル御賜ハ、向ホ學校基金トシテ三〇〇圓、校長ニハ多
菓子二個ヅ、下賜、當日豊橋官啞學校ヨリハ本校卒業啞生ニシテ同校創立以來教員
トシテ勤績セル吉川金造ヲ派シ祝意ヲ表シ、各地官啞學校ヨリ祝詞、祝電ヲ送ルモノ
多ク、官啞教育ニ對シハ世人ノ注意ヲ惹キシト極メテ大ニシテ俄ニ學校設立ヲ計畫
スル者數所ニ及ビシハ畢竟慈恩ノ厚キニ歸セザル可ラズ、六月八日清國憲政大臣達
壽二名ノ隨員ト共ニ來觀シ文部省參事官田所美治案内、數日ヲ經テ金二〇〇圓寄附、
此日午後四時大電降ル凡徑寸餘ノモノアリ、七月二六日失明軍人講習卒業式ヲ行フ、
小松原文部大臣、陸軍大臣代理男爵石本陸軍次官、松村文部省普通學務局長、床次

内務省地方局長、井上同神社局長、前内務次官吉原三郎、當時召集中ノ陸軍々醫部
長等來觀、此日寺内陸軍大臣ヨリ陸軍樂隊ノ軍樂ヲ寄贈シ此式ヲ壯ニス、コレ講習
會長男爵石黒忠意ノ請ニ依ル、八月二十五日新設盲學校建築費ノ一部ヲ補足スルタメ
ニ本校敷地崖下、二〇〇坪競賣ニ附セラレタル結果小石川區戸崎町四六六橋省吾ノ
所有ニ歸ス
明治四二年一月二四日商議委員子爵野村靖薨去、同人亦本校創業樂善會員ノ一ニ
シテ明治三四年商議委員ニ任シ盡力少カラズ、殊ニ前議會ニ於テ盲啞分設ニ校トナ
ス協賛ヲ得ラレ商議委員ノ商議ニ待ツコト極メテ多カラントスルニ及ンデ前ニハ津
田仙ヲ失ヒ今亦野村靖ヲ失フコト本校ノタメニ痛惜セザルヲ得ズ、葬式當日休業會
率井來觀數日ヲ經テ金一〇〇圓寄附、三月四日韓國特派大使宮内大臣三品閱丙旒隨員ヲ
代理トシテ松村文部省普通學務局長之ニ臨ム、四月六日勅令第八六號ニ依リ東京盲
學務局之ニ臨ム、四月二日東京盲啞學校校長小西信八東京聾啞學校校長ニ任セラ
レ東京盲學校校長事務取扱ゼラル、本校々舎落成マデ東京聾啞學校校長ニ任セラ
ス、六月三日町田則文本校校長ニ任セラレ小西信八ノ校長事務取扱ヲ解カル、同三
〇日新校舎竣工、七月二九日、三〇日、兩日ヲ以テ新築校舎へ移轉ス、八月一日新校
舎ニ於テ執務ノ趣開申ス、九月一二日授業開始、本學期ヨリ女生徒ニ裁縫科ヲ課ス、
本校ニ於テ始メテ盲生ニ裁縫ヲ教授ス、同一七日、兩陛下ノ御影並ニ御親署教育勅
語拜戴、一月一五日午後新築校舎開校式ヲ舉グ、岡田文部次官ヲ初メトシ文部省
各局長、課長、伯爵萬里小路通房、男爵前島密、男爵久保田讓、理學博士男爵菊池京都
帝國大學總長、嘉納東京高等師範學校校長、中川東京女子高等師範學校校長、父兄保證

人等四百餘名來校セリ、一月一五日省令第二九號ヲ以テ本校規程ヲ定メラル、從
來ハ本校ニ對シテ別ニ省令ノ規程ナカリシガ今般初メテ其規程ヲ見ル盲人教育ニツ
キ一ツノ進步ト云フ可キカ
明治四四年一月一六日商議委員會規程ヲ定メラル、二月一〇日昨年ノ省令第二九
號ニ基キ起案シタル本校規則制定ノ件許可指令アリタリ、同七日本校創立樂善會友
故島地默雷葬儀執行ニツキ本校規則制定ノ件許可指令アリタリ、同七日本校創立樂善會友
并ニ事務寄宿舎等ニ關スル細則十七規程ヲ定メ來ル四月一日ヨリ施行ノ筈
一月一日教諭高津柏樹病氣辭職ニツキ送別式ヲ舉ゲ、高津教諭ハ本校創立ヨリ本校教
育ニ從事シ効績不少實ニ惜ム可キコトナリ、然レドモ氏ハ更ニ宇治黄檗山管長トナ
ラニ從事シ効績不少實ニ惜ム可キコトナリ、然レドモ氏ハ更ニ宇治黄檗山管長トナ
フ文部大臣代理トシテ田所文部省參事官之ニ臨ム、四月二七日第二回卒業式ヲ行
本校諸規則ヲ實施ス、五月二七日日本訓盲數字及數學符號(點字)ヲ確定ス、七月
ハ別ニ報告書ヲ印行セリ、七月一日舊東京盲啞學校商議委員タリシ矢島作郎郷
里山口縣郡下松町ニ於テ死ス、同日舊東京盲啞學校商議委員タリシ矢島作郎郷
力セラレタルノ人ニシテ本校ニアリテハ哀悼限リナシ、本校長ハ全校ヲ代表シテ吊
辭ヲ送リタリ
當初明治四五年一月二日教諭與村三策死去ス、與村教諭ハ在職二六年ノ久シキニ亙リ
發展ニ大ナル裨益ヲ與ヘタリ、同月九日與村文庫ヲ營ムニ際シ本校職員生徒全部式場
ニ參列シテ吊意ヲ表シタリ、同月九日與村文庫ヲ營ムニ際シ本校職員生徒全部式場
氏所藏ノ鉞按ニ關スル圖書九七部四三八冊ヲ嗣子雪彦ヨリ寄贈シ來リタレバ文庫ヲ

設ケテ永ク記念ニ供セントス、三月二七日第二回卒業式ヲ行フ長谷場文部大臣臨
場田所文部省普通學務局長以下來賓五〇餘名アリ盛觀ヲ極ム
五月二十五日本邦ニ於ケル盲人教育機關トシテ雜誌内外盲人教育第一號ヲ發刊セ
リ爾後毎年四回發兌ノ豫定、之レヨリ先キ客年七月開催ノ第三回全國盲啞教育會評
議ノ希望ニ基キタルナリ
大正元年七月三十一日昨三十日午前零時四十三分 明治天皇崩御アラセラレタル
趣達アリ一同恐懼ノ至リニ堪ヘズ、時會々夏季休業中ナレバ不取敢在京職員并ニ生
徒ヲ召集シ 哀悼式ヲ舉ケタリ
八月二十一日雨天體操場新築落成セリ
九月十三日 明治天皇御大衷儀當日ニツキ 遙拜式ヲ舉ク、此夕職員一同ハ生徒
各級總代十三人ヲ引率シ 靈輦ヲ奉送シタリ
十二月六日失明兒ヲ有セラレ、父母并ニ盲學校教員ノ心得ヲ印刷シテ廣ク配布シ
タリ
大正二年一月二日故教諭奥村三策一週年祭式ヲ舉グ
三月二七日第二回卒業式ヲ行フ、文部大臣代理トシテ田所文部省普通學務局長
臨場來賓百餘名

第二章 東京盲學校ニ關スル法令

一、教育ニ關スル 勅語謄本頒布ニ付文部大臣訓示

訓示

(明治二十三年十月
文部省訓令第八號)

謹テ惟フニ我カ
天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク
勅語ヲ下シタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ラン
コトヲ恐ル今
勅語ヲ奉承シテ感奮指ク能ハス謹テ
勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ
奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ
會集シテ
勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

二、文部省直轄諸學校官制(抜抄)

(明治二十六年八月
勅令第八十六號)

改正(年月日略ス)

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

- 東京高等師範學校
- 廣島高等師範學校
- 東京女子高等師範學校
- 奈良女子高等師範學校
- 盛岡高等農林學校
- 鹿兒島高等農林學校
- 上野高等專門學校
- 東京高等商業學校
- 神戶高等商業學校
- 長崎高等商業學校

山口高等商業學校
 小樽高等商業學校
 第一高等學校
 第二高等學校
 第三高等學校
 第四高等學校
 第五高等學校
 第六高等學校
 第七高等學校
 第八高等學校
 千葉醫學專門學校
 仙臺醫學專門學校
 岡山醫學專門學校
 金澤醫學專門學校
 長崎醫學專門學校
 新潟醫學專門學校
 東京高等工業學校
 大阪高等工業學校
 京都高等工業學校
 名古屋高等工業學校
 熊本高等工業學校
 仙臺高等工業學校
 米澤高等工業學校

秋田鑛山專門學校
 東京外國語學校
 東京美術學校
 東京音樂學校
 東京盲學校
 東京聾學校
 第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長
 教授
 生徒監
 助教授
 書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ承ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第六條 東京盲學校及東京聾學校ニ教授助教ヲ置カス教諭及訓導ヲ置ク教諭ハ奏任トシ訓導ハ判任トス
 東京盲學校教諭ハ盲教員志望者ノ授業ヲ東京聾學校教諭ハ聾教員志望者ノ授業ヲ掌リ訓導ハ生徒ノ授業ヲ掌ル
 第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得
 第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ

其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

三、文部省直轄諸學校職員定員令(抜抄)

(明治三十五年三月 勅令第九十九號)

改正(年月日略ス)

文部省直轄諸學校專任職員ノ定員左ノ如シ

東京盲學校

校長	一人	教諭	二人	訓導	十一人	書記	三人
----	----	----	----	----	-----	----	----

四、高等官官等俸給令(抜抄)

(明治四十三年三月 勅令第三百三十四號)

改正(年月日略ス)

第三條 高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第一表ニ依ル
 官制上他ノ官ニ在ル者ヲ以テ兼任セシムル官ニシテ別ニ官等ヲ定メサルモノハ本
 官ノ官等ニ依ル
 第二十五條 前數條ニ依ルモノヲ除クノ外高等文官ノ年俸ハ別表第五表ニ依ル但シ
 別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

文武高等官官等表(抜抄)

官等	勅任		奏任	
	親任	一等	二等	三等
文部省				
省				
部				
文				
部				
省				
直轄				
諸學校				
教諭				
東京盲學校				
東京聾啞學校				
東京省直轄諸學校				
官名俸給	一級	二級	三級	四級
	五級	六級	七級	八級
	九級	十級	十一級	十二級
	十三級	十四級	十五級	十六級
	十七級	十八級	十九級	二十級
	二十一級	二十二級	二十三級	二十四級
	二十五級	二十六級	二十七級	二十八級
	二十九級	三十級	三十一級	三十二級
	三十三級	三十四級	三十五級	三十六級
	三十七級	三十八級	三十九級	四十級
	四十一級	四十二級	四十三級	四十四級
	四十五級	四十六級	四十七級	四十八級
	四十九級	五十級	五十一級	五十二級
	五十三級	五十四級	五十五級	五十六級
	五十七級	五十八級	五十九級	六十級
	六十一級	六十二級	六十三級	六十四級
	六十五級	六十六級	六十七級	六十八級
	六十九級	七十級	七十一級	七十二級
	七十三級	七十四級	七十五級	七十六級
	七十七級	七十八級	七十九級	八十級
	八十一級	八十二級	八十三級	八十四級
	八十五級	八十六級	八十七級	八十八級
	八十九級	九十級	九十一級	九十二級
	九十三級	九十四級	九十五級	九十六級
	九十七級	九十八級	九十九級	一百級

五、判任官俸給令(抜抄)

(明治四十三年三月 勅令第三百三十五號)

第一條 判任官ノ月俸ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表ニ依ル

(別表)

級	一級俸	二級俸	三級俸	四級俸	五級俸	六級俸	七級俸	八級俸	九級俸	十級俸	士級俸
月額	九十五圓	七十五圓	六十五圓	五十五圓	五十圓	四十五圓	四十圓	三十五圓	三十圓	二十五圓	二十圓

六、文部省直轄諸學校教官俸給ノ支給ニ關スル件(抜抄)

(明治四十三年三月 勅令第五百四十四號)

第一條 文部省直轄諸學校教官ノ俸給ハ其ノ授業ノ時間又ハ學科ノ難易輕重ニ依リ最低額以下ヲ給スルコトヲ得

第二條 文部省直轄諸學校教官ニシテ一校又ハ數校ノ教官ヲ兼任スル者ニハ本官及兼官ニ於ケル授業ノ時間又ハ學科ノ難易輕重ニ依リ其ノ俸給額ヲ分割シテ各學校ヨリ給スルコトヲ得

第三條 文部省直轄諸學校ノ囑託講師ニハ教官俸級額ノ中ヨリ相當ノ手當ヲ給スルコトヲ得

七、直轄諸學校長職務規程

(明治三十三年六月十八日 文部大臣訓令)

改正(明治三十九年八月十日訓令、明治四十年一月十六日訓令、明治四十三年四月十八日、大正二年六月二十三日)

第一條 校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ及高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ許テ高等官ヲシテ其事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六號乃至第八號ニ關シテハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一條 規程ノ施行上必要ナル細則ヲ定ムルコト

第二條 規程ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三條 俸給月額四拾圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト

第四條 教官以下ノ内國各地出張ニ關スルコト

第五條 教官以下ノ除服出仕、請假ニ關スルコト

第六條 講師ノ解囑及其ノ報酬減額ニ關スルコト

第七條 經費中ノ臨時休業ヲ爲スコト

第八條 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト

第四條 前條ニ掲ケタルモノ、外文部大臣ノ許可ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

八、東京盲學校規程

(明治四十三年十一月 文部省令第二十九號)

改正(大正二年七月四日)

第一條 東京盲學校ハ盲人ニ普通教育ヲ施シ並須要ナル技藝ヲ授ケ又盲人教育ニ從事スヘキ者ヲ養成スル所トス

第二條 東京盲學校ノ學科ヲ分チテ普通科、技藝科及師範科トシ技藝科ヲ分チテ音樂科及鍼按科、師範科ヲ分チテ普通科、音樂科及鍼按科トス

第三條 技藝科ハ普通科ヲ修ムル者ヲシテ其ノ一分科ヲ兼修セシム但シ生徒ノ志望ニ依リ之ヲ課セサルコトヲ得

第四條 技藝科ハ之ヲ專修セシムルコトヲ得

第四條 東京盲學校ノ修學年限ハ普通科ニ在リテハ五箇年、技藝科ニ在リテハ音樂

科六箇年、鍼按科四箇年、師範科ニ在リテハ普通科五箇月乃至一箇年、音樂科三箇年、鍼按科ニ在リテハ普通科トス

第五條 普通科ノ教科目ハ修身、國語、算術、歴史、地理、理科、唱歌、體操トシテ、師範科ノ教科目ハ生理、衛生、鍼治、按摩、體操、體操トス

第六條 師範科ニ在リテハ女兒ノ爲ニ隨意科目トシテ裁縫ヲ加フルコトヲ得

第七條 普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第八條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第九條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十一條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十二條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十三條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十四條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十五條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十六條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十七條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十八條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十九條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第二十條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十條 學資補給ニ關スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ム

第十一條 生徒ノ疾病ニ罹リ若ハ學業進マズ又ハ品行修ラサルカ爲成業ニ適セスト認ム

第十二條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十三條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十四條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十五條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十六條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十七條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十八條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第十九條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

第二十條 師範科ノ普通科ニ在リテハ修身、國語、算術、體操、音樂、體操トス

九、東京盲學校並東京聾啞學校ノ師範科卒業生服務規則

(明治四十三年十一月 文部省令第三十一號)

第一條 東京盲學校及東京聾啞學校ノ師範科卒業生ニシテ學資ノ補給ヲ受ケタル者ハ卒業證書受得ノ日ヨリ學資ノ補給ヲ受ケタル期間ト同一ノ期間文部大臣ノ指定ニ從ヒ教育ニ關スル職務ニ從事スル義務ヲ有ス

第二條 師範科卒業生ニシテ特別ノ事情ニ依リ前條ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル者ハ其ノ理由ヲ具シ地方官又ハ東京盲學校長若ハ東京聾啞學校長ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ免除ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

第三條 師範科卒業生ニシテ前條ニ依リ其ノ義務ヲ猶豫セラレタルトキハ其猶豫期

間ハ服務年數ニ算入セス
第四條 師範科ノ卒業者ニシテ第一條ノ義務ヲ盡ササルトキハ文部大臣ノ指揮ニ依リ補給シタル學資ノ全部又ハ一部ヲ償還セシム但シ第二條ニ依リ義務ヲ免除セラレタル者ハ學資ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

附則
本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

十、東京盲啞學校教員練習科卒業生服務規則

(明治三十六年三月
文部省令第二號)

第一條 東京盲啞學校教員練習科生徒ハ卒業ノ日ヨリ二箇年間文部大臣ノ指定ニ從ヒ盲啞ノ教育ニ從事スル義務アルモノトス
第二條 前條ノ義務ヲ盡スコト能ハサル事故生シタルトキハ其ノ理由ヲ具シテ義務ノ免除ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得
第三條 第一條ノ義務ヲ盡サル者アルトキハ在學中給與シタル學資ノ全部又ハ幾部ヲ償還セシム但シ前條ニ依リ義務ヲ免除セラレタル者ハ學資ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

十一、文部省直轄學校外國人特別入學規程

(明治三十四年十一月
文部省令第十五號)

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規程ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスルモノハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國

公館ノ紹介アルモノニ限リ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限リ之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスルモノニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徴收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタルモノト看做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

十一、學生生徒身體檢查規程

(明治三十三年三月
文部省令第四號)

改正 (明治三十四年三月文部省令第六號、明治三十七年九月文部省令第十八號、
明治四十一年三月文部省令第十三號、明治四十五年一月文部省令第一號)

第一條 學生生徒ノ身體檢查ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ學生生徒ニ就キ臨時身體檢查ノ全部若ハ一部ヲ施行スルコトヲ得

第二條 明治三十一年勅令第二號第一條第二項ニ依リ學校醫ヲ置カサル町村立學校及私立ノ小學校及各種學校ハ本令ノ身體検査ヲ行ハサルコトヲ得

第三條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ但シ學校醫ヲ置カサル場合ニ於テハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ
一 身長
二 體重
三 胸圍
四 脊柱
五 體格
六 視力
七 眼疾
八 聴力
九 耳疾
十 齒牙
十一 疾病

小學校生徒ニ在リテハ視力及聴力ノ二項目ヲ検査スルコトヲ要セス但シ著シキ障害アリト認ムル者ハ此限ニ在ラス

第五條 身體検査ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ
一 検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ忽ニ止ムヘシ
二 身長ヲ測定スルニハ足袋靴等ヲ脱セシメ兩蹠ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ鬚アル者ハ小程ヲ鬚下ヨリ水平ニ横ヘテ測定スヘシ
三 體重ハ着衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ着衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ
四 胸圍ハ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ自然ノ位置ニ在ラシメ乳頭ノ水平線ニ於テ常時ヲ測定スヘシ充盈、空虚ノ差ヲ測定スルトキ亦同シ但シ小學校生徒ニ在リテハ常時ノミヲ測定スルモノトス
五 脊柱ハ正、左彎、右彎、前屈、後屈ヲ検査シ屈彎ニ就キテハ其ノ程度ニ依リ各強中弱ノ三種ニ區別スヘシ

七 體格ハ強健、中等、薄弱ノ三等ニ區別スヘシ
八 視力ハ中心視力ヲ兩眼ニ就キテ各別ニ検査スヘシ
九 聴力ハ其ノ障害ノ有無ヲ検査スヘシ
十 齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ
十一 疾病ハ腺病、營養不良、貧血、脚氣、肺結核、頭痛、衄血、神經衰弱、鼻疾、咽喉病、傳染性皮膚病其ノ他慢性疾患等検査ノ際ニ發見シタルモノヲ記入スヘシ

前各號ノ外身體検査上必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フヘシ

第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ左ノ様式ニ依リ身體検査票ヲ調製スヘシ
(身體検査票様式略)

第六條ノ二 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ各本人ニ關スル検査ノ結果ヲ學生生徒又ハ其ノ保護者ニ示スヘシ

第七條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ左ノ様式ニ依リ統計表ヲ調製シ翌月限リ文部省直轄學校長ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校長ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年六月限リ文部大臣ニ報告スヘシ

(統計表様式略)

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中小學校生徒ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス

第九條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

十二、東京盲學校商議委員會規程

(明治四十四年一月十六日規定)

第一條 文部省直轄諸學校官制第十九條ニ依リ東京官學校ニ商議委員會ヲ置ク
 第二條 商議委員會ハ人員及任期ヲ定メス
 第三條 商議委員會ハ文部大臣ノ諮問スル事項又ハ學校長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ審議スルモノトス
 第四條 商議委員會ノ會議ハ學校長之ヲ開キ其議案ヲ提出スルモノトス
 第五條 商議委員會ノ意見アルトキハ之ヲ議題ト爲スコトヲ得
 第六條 商議委員會ハ委員半數以上出席スルトキハ會議ヲ開クコトヲ得
 第六條 商議委員會ノ議決ニシテ文部大臣ノ諮問ニ係ルモノハ學校長ニ於テ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

十四、行幸啓ノ節學生生徒敬禮方

改正(明治四十四年七月)
 (文部省訓令第十一號)

(明治四十三年八月)
 (文部省訓令第十八號)

一 武裝携銃ノ場合
 學校長及職員ハ全隊ノ右翼ニ指揮者ハ各中隊ノ右翼ニ位置シ豫メ劔ヲ銃ニ裝セシメ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ中隊ノ右翼約十歩ニ近キタルトキ「捧銃」ノ號令ニテ一齊ニ捧銃ヲナサシメ御車カ中隊ノ左翼約十歩ヲ過キタルトキ元ノ姿勢ニ復セシム
 御車カ中隊ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長、職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス
 二 武裝セサル場合(女生徒ヲ含ム)
 學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮者ハ各組ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタルトキ「氣ヲ付ケ」ノ號令ヲ下シ「齊ニ脱帽セシム」直立不動ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ指揮者ノ前ニ達シタルトキ「禮」ノ號令ニテ敬禮セシム(體ノ上部ヲ約三十度前方ニ屈

セシム)徐ニ元ノ姿勢ニ復セシム
 御車カ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長、職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

十五、按摩術營業取締規則

(明治四十四年八月十四日)
 (內務省令第十號)

第一條 按摩術(「マツサージ」術ヲ含ム)以下之ニ做フ)營業ヲ爲サムトスル者ハ試驗合格證書又ハ地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ノ卒業證書ヲ添ヘ住所地ノ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ做フ)ニ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ
 第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルモノトス
 第三條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルコトアルヘシ
 第三條 按摩術ノ試驗ハ地方長官之ヲ舉行ス
 甲種 按摩術ノ試驗ハ地方長官之ヲ舉行ス
 乙種 按摩術ノ試驗ハ地方長官之ヲ舉行ス
 一 人體ノ構造及主要器官ノ機能
 二 按摩方式及身體各部ノ按摩術
 三 消毒法大意
 四 按摩術ノ實地
 乙種 按摩術ノ實地ヲ行フノ外甲種試驗ノ各科目ニ付簡易試驗ヲ行フモノトス
 第四條 甲種試驗ハ四箇年以上按摩術ヲ修業シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス
 乙種試驗ハ盲人ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス但シ二箇年以上ノ修業履歴アルコトヲ要ス

第五條 營業者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル學校講習所ノ名稱若ハ修業ノ證明ヲ與ヘタル教師ノ氏名ヲ除ク外業務上其ノ技能施術方法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 營業者其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ添へ後ノ住所ノ地方長官ニ届出ヘシ

第七條 營業者免許鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ住所前項ノ場合ニ於テ後ノ住所ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所ノ地方長官ニ通知スヘシ

第八條 營業者免許鑑札ヲ添へ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ

第九條 營業者免許鑑札ヲ返納シタルトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十一條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十二條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十三條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十四條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十五條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十六條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十七條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十八條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十九條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第二十條 營業者免許鑑札ヲ返納スルコトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ提出スヘシ

第十一條 第六條第一項第七條又ハ第八條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ交付シタル免許鑑札ハ本令ニ依リ交付シタルモノト看做ス

本令發布ノ際現ニ按摩術(按摩、揉療治ノ類ヲ含ム)又ハ「マツサージ」術營業ヲ爲ス者本令施行後三箇月以内ニ願出ツルトキハ地方長官ハ其ノ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

地方ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ地方長官ハ盲人ニ限り當分ノ内其ノ履歴ヲ審査シ試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ免許鑑札ヲ得タル者其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ後ノ住所ノ地方長官ニ願出テ更ニ免許鑑札ヲ受クヘシ

十六、鍼術灸術營業取締規則 (明治四十四年八月十四日) (内務省令第十一號)

第一條 鍼術又ハ灸術營業ヲ爲サムトスル者ハ試驗合格證書又ハ地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ノ卒業證書ヲ添へ住所ノ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下ニ倣フ)ニ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルモノトス

第三條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルコトアルヘシ

試驗科目ハ左ノ如シ

一 人體ノ構造及主要器官ノ機能並筋ト神經脈管ノ關係

二 身體各部ノ刺鍼法又ハ灸点法竝經穴及禁穴
三 消毒法大意

第四條 鍼術又ハ灸術ノ實地
四箇年以上鍼術又ハ灸術ヲ修業シタル者ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得

第五條 鍼術ヲ施サムトスルトキハ鍼手指及手術ノ局部ヲ消毒スヘシ

第六條 營業者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル學校講習所
ノ名稱若クハ修業ノ證明ヲ與ヘタル教師ノ氏名ヲ除ク外業務上其ノ技能施術方法
又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 鍼術又ハ灸術營業者ハ瀉血、切開其ノ他外科手術ヲ行ヒ若ハ電氣烙鐵ノ類
ヲ用井又ハ藥品ヲ投與シ若ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 營業者其ノ住所地方長官ハ其旨ヲ前ノ住所地方長官ニ通知ス
前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地方長官ハ其旨ヲ前ノ住所地方長官ニ通知ス

第九條 營業者免許鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其事由ヲ記シ二十日以内ニ住所
ノ地方長官ニ再下付ヲ願出ヘシ

第十條 營業者免許鑑札ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ
以內ニ鑑札ヲ添ヘ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ

第十一條 營業者免許鑑札ヲ返納スヘシ
族籍氏名ニ變更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日
以內ニ鑑札ヲ添ヘ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ

第十二條 營業者免許鑑札ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ
死亡シタル營業者免許鑑札ヲ發見シタルトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ若シ
營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十

日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ

第十三條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十四條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十五條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十六條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十七條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十八條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十九條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十一條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十二條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十三條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十四條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十五條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十六條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十七條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十八條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第二十九條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第三十條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第三十一條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第三十二條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第三十三條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第三十四條 營業者免許鑑札ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許
鑑札ヲ交付スルコトヲ得

(明治四十四年
二月十日伺濟)

改正(大正二年七月三日
大正二年八月九日)

第二章 東京盲學校規則並細則

一、東京盲學校規則

第一章 目的

第一條 東京盲學校ハ盲人ノ子弟ニ普通教育ヲ施シ並須要ナル技藝ヲ授ケ又盲人教
育ニ從事スヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

師範科普通科

衛 生	鍼 治	按 摩	體 操	計	學 年	
					第 一 學 年	第 二 學 年
衛生ノ大要	短鍼刺法	普通按摩	遊藝	二〇	六	六
	長鍼刺法	六全	普通體操	二	六	六
	六	上		一九	六	六
	六	上		二	六	六
	六	マツサージ		一九	六	六
	六	鍼按應用		二	六	六
	六	六		一九	六	六

師範科音樂科

計	唱 歌	體 操	修 身	教 育	國 語	音 樂	學 年	
							第 一 學 年	第 二 學 年
二四	點譜練習、 單音唱歌、 複音唱歌	遊戲、 普通體操	道德ノ要旨	普通文講讀	普通文講讀	唱歌(單音) 複音唱歌	第一學年	九
			一全	教育學大要	三全上、詠歌	唱歌(全上)	第二學年	二
			上全	五	三	八		
			一全	盲人ノ教育	三	全	第三學年	六
			上	教育實習	三	八		
			上全	五	三	八		

修業年限ヲ一箇年以内トシタルハ學校長ハ本課程ヲ便宜斟酌スルモノトス

		體操	遊戯、普通體操	計	一七	上	二全	上	二
		計			一九				一九
音樂ノ課程中ニ隨意科目トシテオルガン、バイオリン、ピアノヲ加フルコトヲ得 師範科鍼按科									
教科目	學年	第一學年	第二學年	全上					
修身	道徳ノ要旨	一	全	上					
教育	教育學大要	五	盲人ノ教育、教育實習	上					
國語	普通文講讀、詠歌	三	全	上					
解剖	解剖	五							
生理	生理	五							
病理	病理、看護法	五							

衛生	衛生		衛生、救急法	五					
鍼治	鍼	三	灸	治					
按摩	按摩	二	マッサージ	二					
體操	遊戯、普通體操	二	全	上					
計		二六							
計					二六				
第四章 學年、學期、休業日 第七條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル 第八條 學年ヲ分チテ三學期トス第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル 第九條 休業日ハ左ノ如シ 祝日、大祭日及日曜 春季休業 皇后陛下御誕辰 夏季休業									
四月七日ヨリ 六月二十五日 七月十一日 九月十日マヨテリ									

創立記念日
冬季休業

十二月二十二日
十二月二十三日ヨリ
翌年一月十日マテ

第五章 入學、卒業、退學、學資補給

第十條 生徒ノ入學ハ毎年四月檢定ノ上之ヲ許可ス
但臨時之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十一條 師範科生徒ノ定員ハ各科通シテ五十名トシ各需要ヲ斟酌シ毎年若ハ隔年交互ニ募集スルモノトス

第十二條 普通科及技藝科音樂科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ年齡凡ソ十年以上十六年以下ニシテ藝術科ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ年齡凡ソ十二年以上十六年以下ニシテ心身共ニ健全ナル者ニ限ル

師範科ニ入學ヲ許可スヘキ者ノ資格ハ普通科ニアリテハ第一號音樂科及鍼按科ニアリテハ第二號ノ如シ

(一) 身體健康、品行方正ニシテ尋常小學校本科正教員ノ免許狀ヲ有シ若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ家事ノ係累ナキ二十歳以上ノ男子、十八歳以上ノ家事ノ係累ナキ女子タルヘシ

(二) 官公私立盲學校長カ身體健康、品行方正、學藝優等ヲ證明スル修業年限五箇年以上ノ卒業生若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ家事ニ係累ナキ男子又ハ女子タル可シ

第十三條 他ノ盲學校ヨリ本校普通科、技藝科ニ轉學ヲ望ム者ハ該學校長ニ於テ品行學術ノ證明ヲ爲シ紹介スル者ニ限ル

第十四條 普通科、技藝科入學者ニシテ學藝ノ素養アル者ハ試験ノ上相當ノ學年ニ編入スヘシ

第十五條 地方長官ハ第十二條第二項ノ資格アル志願者ヲ當學校長ニ薦舉スルコトヲ得
但本條ニ係ル志願者ニ就キテハ檢定ヲ行ハス履歷ニ依リ學校長之ヲ撰拔スルモノトス

第十六條 入學ヲ志願スル者ハ第十七條書式第一號第三號ニ依リ入學願書并履歷書ヲ差出シ入學許可ノ上ハ書式第二號ニ依リ入學證書ニ戶籍謄本ヲ添ヘテ差出スヘシ

保證人ハ東京市若ハ附近ニ居住シ丁年以上ニシテ保證ノ責任ニ堪フル者タルヘシ

第十七條 入學願書、入學證書、履歷書並第十五條薦舉書ノ書式左ノ如シ
但師範科志願者ノ入學願書ニハ戶籍謄本ヲ添フヘシ
書式第一號ノ一(普通科、技藝科)
入學願書(半紙)

原籍 何某子女等(本人戶主ニアラサレハ)
族籍 何
現住所 某
年 月 日 生

右ハ御校ニ入學致サセ度此段奉願候也
年 月 日

願主(父兄、親戚ノ關係ヲ記ス)

何 某 印

東京盲學校長何某殿
書式第一號ノ二(師範科)

私儀盲學校教員志望ニ付御檢定ノ上入學許可相成度此段奉願候也

年月日

何 某 印
年月日生

東京盲學校長何某殿
書式第二號ノ一(普通科、技藝科)

原籍 何某子女等(本人戸主ニアラサレハ)
族籍 何 某 印

印紙

右者御校ニ入學御許可相成リ候ニ就テハ御規則堅ク相守ラセ本人身上ニ關スル一切ノ儀ハ私共引受ケ申スヘク仍テ證書斯ノ如クニ候也
年月日生

原籍 族籍

現住所 願主(父兄、親戚ノ關係ヲ記ス) 何 某 印
原籍 族籍 何 某 印
現住所 保證人 何 某 印

東京盲學校長何某殿
書式第二號ノ二(師範科)

印紙

入學證書 (美濃紙)

私儀今般御校師範科ニ入學御許可相成候ニ就テハ堅ク御規則ヲ守リ御指導ニ從ヒ一意勉學スヘキハ勿論卒業後ハ御指定ニ依リ盲人教育ニ從事仕ルヘク候也

原籍 現住所 何某子女等(本人戸主ニアラサレハ)
族籍 何 某 印

年月日

前書ノ趣相違之ナキニ付拙者共證人ニ相立テ本人ニ關スル一切ノ事件並明治四十四年文部省令第三十一號師範科卒業後服務規則ノ義務ニ違背シタルトキハ其責任ヲ引受ケ申スヘク候也
但拙者共轉居若ハ同時ニ旅行候節ハ代理人ヲ定メ届出申スヘク候

原籍
族住所

正保證人(本人トノ關)

何 某 印

原籍
族住所

副保證人(本人トノ關)

何 某 印

東京盲學校長何某殿

前書正保證人何某ハ當_{區町}村_内ニ居住シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ相違之
ナク候也
年 月 日

前書副保證人何某ハ (以下前同文)

某_{區町}長 何 某 印

某_{區町}長 何 某 印

書式第三號

履歷書(普通科、技藝科ハ半紙、師範科ハ美濃紙)

原籍
族住所

何某子女等(本人戸主ニアラサレハ)

何 年 月 日 某

一 學歴
二 免許狀
三 職業
四 賞罰

書式第四號

薦舉書 (美濃紙)

原籍
現住所

何某子女等(本人戸主ニアラサレハ)

何 年 月 日 某 生

右盲人教育ニ従事スル志望ヲ有シ貴校規則第十二條第一號(若ハ第二號)ノ資格ニ
適當スル者ト認め候卒業ノ上ハ管下盲人教育ニ従事スル旨申出候間入學差許サレ
度此段入學願書、履歷書、戶籍謄本相添へ薦舉候也

地方長官何 某 印

東京盲學校長何某殿

第十八條 規定ノ學科ヲ修了シタル者ニハ成績ヲ檢定シ左式ノ卒業證書ヲ授與ス
書式第五號ノ一

卒業證書(縱一尺二寸
横一尺二寸)

校印

何某子女等(本人戸主ニアラサレハ)
族籍

何 某
年 月 日 生

右ハ本校規定ノ普通科(技藝科音樂科、若ハ技藝科鍼按科)教科ヲ修了セリ因テ之ヲ證ス
年 月 日

東京盲校長 位勳學位爵 何 某 印

第何號
書式第五號ノ二

卒業證書(縦一尺一寸
横一尺五寸)

校印

族籍

何 某
年 月 日 生

右者當校規定ノ師範科(普通科、音樂科、若ハ鍼按科)ヲ履修シ其課程ヲ卒ヘタリ
仍テ茲ニ之ヲ證ス
年 月 日

東京盲學校長 位勳學位爵 何 某 印

第何號

第十九條 普通科、技藝科生徒半途ニシテ退學ヲ願フ者ハ其事由ヲ記シ願主及保證人ノ連署ヲ以テ願出ツヘシ
第二十條 願主、保證人轉居若ハ改印シタルトキハ直ニ其旨届出ツヘシ若市外ニ轉居、海外旅行若ハ死亡シタルトキハ更ニ相當ノ代人ヲ定メテ届出ツヘシ
第二十一條 普通科、技藝科生徒中品行方正、學力優等ナル者ニハ別ニ定ムル所ノ支給規程ニ據リ學資ヲ補給スルコトアルヘシ

第六章 研究生

第二十二條 本校ヲ卒業シ身體強壯品行方正學力優等ナル者ニシテ精深ナル程度ニ於テ既修ノ教科目中心一科目若ハ數科目ヲ研究セントスルモノハ詮衡ノ上研究生トシテ在學セシムルコトアルヘシ
本校卒業者以外ノ者ニシテ學校長ニ於テ特ニ適當ト認ムルトキハ前項ニ準シ研究生トシテ在學セシムルコトアルヘシ
第二十三條 研究生ノ在學年限ハ三箇年以内トス
第二十四條 研究生ノ研究スヘキ課程及研究方法等ハ學校長ニ於テ其都度之ヲ定ム
第二十五條 研究生ニハ本校學資支給規程ニ依リ學資ヲ補給スルコトアルヘシ
第二十六條 研究生ニシテ研究ヲ終リタルトキハ學校長ニ於テ其成績ヲ檢定シ研究終了證書ヲ授與ス
研究終了證書ノ書式ハ本校卒業證書ノ書式ニ準ス

第七章 除名、懲戒、停學、退學

第二十七條 疾病若ハ成業ノ目途ナキ者ハ諭示ノ上除名ス
第二十八條 正當ノ事由ナクシテ引續キ二箇月以上缺席シタル者ハ除名ス

第二十九條 本校ノ規則命令ニ違背シ若ハ不都合ノ處爲アリタル者ニハ其情狀ニ依リ譴責停學退學ノ處分ヲナスヘシ

第八章 寄宿

第三十條 寄宿ヲ願フ者ハ日常起居ノコトヲ自ラ辨シ得ル者タルヘシ
第三十一條 寄宿ヲ願フ者ハ書式第六號ニ依リ寄宿願書ヲ差出スヘシ
書式第六號 寄宿願 (半紙)

原籍 族籍

何某子女等(本人戸主ニアラサレハ)

何

某

右者御校ニ入學御許可相成リ候ニ付テハ寄宿致サセ度尤モ寄宿料其他ノ諸費ハ私共相納申スヘク若シ傳染病又ハ重病ニ罹リ候時ハ御通知次第退舍致サセ候様取計ヒ申スヘク候間此段相願候也

年月日

原籍、族籍

現住所

願主(父兄、親戚ノ關係ヲ記ス)

原籍、族籍

現住所

何

某

東京盲學校長何某殿

第三十二條 寄宿料ハ一箇月凡ソ八圓トス但物價ノ高低ニ依リ増減スルコトアルヘシ

第三十三條 寄宿料ハ毎月十日迄ニ寄宿舎長ニ寄托スヘシ

第三十四條 寄宿中事故アリテ下宿スル時ハ其翌日ヨリ歸舎前日マテノ食費ヲ差引クヘシ

第三十五條 寄宿生徒傳染性ノ病氣等ニ罹ルトキハ下宿ヲ命スルコトアルヘシ

第九章 師範科生徒學資補給

第三十六條 師範科生徒ニハ別ニ定ムル處ノ支給規程ニ據リ在學中學資トシテ毎月金七圓以下ヲ補給スルコトアルヘシ

第三十七條 補給生ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ願フ者又ハ第二十八條第二十九條ニ據リ除名又ハ退學ヲ命セラレタル者ニハ支給セラレタル學資ヲ一時ニ償還セシム

第三十八條 學資償還ノ處分ヲ受ケタル者若シ一時ニ還納シ得サルトキハ分納シテ全額ニ至ラシム

第三十九條 本人ニシテ第三十七條第三十八條ノ義務ヲ遂クルコト能ハサルトキハ在學中ノ正副保證人連帶ヲ以テ第三十七條第三十八條ノ範圍ニ於テ義務ヲ履行スルモノトス

第四十條 第三十七條ノ情狀ニシテ斟酌スヘキ處アルヘシト認メタルトキハ學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ經テ償還額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

一、東京盲學校細則

第一章 總則

第一 職員服務規程

- 第一條 本校教員ハ明治二十七年二月九日文部大臣内訓ノ旨趣ヲ遵奉スヘキモノトス
- 第二條 本校職員ハ官吏服務規律ニ注意スヘキモノトス
- 第三條 本校教員ハ學校長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ他ノ職務ニ從事ス可ラサルモノトス
- 但シ囑託員雇員ト雖モ本校專任教官ニ準スヘキ本務ヲ奉スルモノハ本條ニ據ルヘキモノトス
- 第四條 病氣ニテ欠勤セントスルトキハ屆書ヲ差出スヘシ但三日以上ニ亘ルトキハ病名ヲ記入シ引籠二週間以上ニ亘ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘキモノトス渾テ用紙ハ半紙トス
- 第五條 欠勤届ハ出勤時間マテニ到着スル様差出スヘシ
- 第六條 欠勤三日以上ニ亘ルトキハ屆書ニ何日ヨリ何日マテト日數ヲ記入スヘシ
- 第七條 俄ニ發病ノ爲欠勤セントスルトキハ電話若クハ迅速ノ方法ヲ以テ届出ヘキモノトス
- 但電話ニテ申出タル向ハ追テ正式ノ屆書ヲ差出スヘシ
- 第八條 女教員出産ノ爲欠勤セントスルトキハ出産前二週間並分娩後三週間ハ其旨ヲ記シタル屆書ヲ差出スヘキモノトス
- 但屆書ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

- 第九條 忌引ノ節除服ノ期限ヲ定ムル大約左ノ如シ
- 一 但特別ノ事情アルトキハ期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 二 父母、夫妻、十四日以内
- 三 祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、嫡子、嫡孫等七日以内
- 四 亡父母忌日ニ祭事ヲ營マントスルトキハ其趣ヲ届出テ欠勤スルコトヲ得ヘシ

第二 學資支給規程

(明治四十四年一月十三日伺濟)

- 第一條 師範科生徒ニ補給スル學資ハ一人一ヶ月金四圓以上七圓以下トス
- 第二條 普通科及技藝科ノ生徒ニ補給スル學資ハ一人一ヶ月金壹圓以上七圓以下トス
- 第三條 學資ハ師範科生徒ニアリテハ入學ノ日ヨリ普通科及技藝科生徒ニアリテハ補給ノ命ヲ受ケタル日ヨリ退學及補給ヲ止メタル當日マテ日割計算ヲ以テ支給ス
- 但卒業者及死亡者ニアリテハ當月分學資全額ヲ支給スルモノトス
- 第四條 學資ノ補給額ヲ増減シタル時ハ發令ノ翌日ヨリ之ヲ計算ス
- 第五條 學資ハ毎月五日(休業日ナレハ繰下ク)前月分ヲ支給ス退學者及死亡者ニアリテハ其際支給スルモノトス
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當シ尚引續キ欠席シタル者ハ其期間中學資ノ補給ヲ止ム
- 一 疾病ニ依リ引續キ六十日間欠席シタル者
- 二 私事ノ故障ニ依リ引續キ二週間欠席シタル者
- 第七條 夏冬季休業及本校ノ都合ニ依リタル休業中ハ學資ヲ支給スルモノトス

本規程ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一章 教務ニ關スル規程

第三 教員會議規程

- 第一條 教員會議ハ教諭、訓導ヲ以テ組織ス但必要ノ場合ニハ本文以外ノ教員ヲ列席セシムルコトアルヘシ
- 第二條 教員會議ハ左ノ事項ニツキ學校長ノ諮詢ニ應シ若ハ教員ノ提出ニ懸ルモノヲ審議スルモノトス
 - 一、教授、訓練ニ關スル事項
 - 二、成績調査ニ關スル事項
 - 三、盲人教育研究ニ關スル事項
 - 四、其他學校長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第三條 教員會議ノ議長ハ學校長之レニ當ルモノトス但學校長事故アルトキハ學校長ハ教諭中ニ就キ代理ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四條 教員會議ハ毎月第一、第三土曜日午後開會スルモノトス但學校長ノ命ニ依リ會日ノ變更若ハ臨時ニ開會スルコトアルヘシ
- 第五條 會議ノ記録ハ學校長ノ命ニ依リ處理保管スルモノトス

第四 教務規程

- 第一條 本校ニ教務主任、學級擔任、技藝科鉞按科擔任、技藝科音樂科擔任、師範科擔任ヲ置キ學校長ノ指揮ヲ受ケ教務ヲ分掌ス
- 第二條 第一條ノ主任並擔任ハ本科教官中ニツキ學校長之ヲ命スルモノトス

第三條 教務主任ノ分掌左ノ如シ

- 一、學科課程ニ關スルコト
- 二、生徒ノ募集、入學、退學、賞罰等ニ關スルコト
- 三、生徒ノ取締、保證人等ニ關スルコト
- 四、生徒ノ願屆等ニ關スルコト
- 五、生徒ノ試驗、進級、卒業等ニ關スルコト
- 六、生徒ノ日課配當ニ關スルコト
- 七、教室及圖書類ノ保管ニ關スルコト
- 八、教具、圖書類ノ保管ニ關スルコト
- 九、教室等ノ清潔方法、及消毒等ニ關スルコト
- 十、教員室ノ整理等ニ關スルコト
- 十一、教員室ノ統計調製、保存ニ關スルコト
- 第十二條 學級擔任ハ教務主任ノ指揮ヲ受ケ左ノ事項ヲ分擔スルモノトス
 - 一、擔任學級生徒ノ教務訓練ニ關スルコト
 - 二、擔任教室ノ整頓、衛生事項ニ關スルコト
 - 三、第三條第一號乃至第十一號中教務主任ヨリ取扱ヲ命セラレタル事項ニ關スルコト
- 第十三條 各擔任ハ毎月末(休業日ナレハ繰上ク)午後ノ授業ヲ休止シ生徒ヲ指揮シテ教室ノ大掃除ヲ施行スヘキモノトス

第五 成績調査規程

- 第一條 各學科學業ノ成績ハ每學期末一回試驗ノ方法ニ依リ調査シ第二學期ノ試驗ヲ以テ學年試驗トス

第二條 生徒ノ操行ハ擔任ノ意見ヲ基礎トシ每學期末教員會議ニ據リテ評定スルモ
 第三條 每學期間ニ於ケル調査ノ期日左ノ如シ
 第一學期 六月十五日ヨリ十日間内
 第二學期 十二月五日ヨリ十日間内
 第三學期 三月五日ヨリ十日間内
 第四條 第一條ノ授業ニヨリ成績ヲ調査スル方法ハ學級擔任若ハ教員ノ適宜トス
 第五條 第一條ノ成績ヲ示スニハ評語ト評點トヲ用フルモノトス但評語ハ成
 績一覽表ニ記載スルニ用ヒ評點ハ實際ノ調査ニ用フ
 第六條 評點ハ甲、乙、丙、丁、ノ四字ヲ用ヒ丙以上ヲ合格トシ丁ヲ不合格ト定ム
 第七條 評點ハ成績最良ナルモノヲ一百分トシ遞次減スルモノトス
 第八條 評點ト評點トノ關係左ノ如ク定ム
 九十點乃至九十九點 (甲) 七十點乃至八十九點 (乙)
 五十點乃至四十九點 (丙) 五十點以下 (丁)
 第九條 學年試驗合格、不合格ノ總評ハ第三學期末試驗ノ成績ニ第一第二學期末試
 驗ノ成績ト一學年ノ操行トヲ參酌シ教員會議ヲ經テ決定スルモノトス
 第十條 各擔任ハ每學年末成績一覽表ヲ調製シ教務主任ヲ經テ學校長ニ差出スモノ
 トス
 第十一條 卒業ノ成績ハ最終學年末ノ成績ヲ基礎トシ教員會議ヲ經テ決定スルモノ
 トス

第六 本科生徒給費詮考規程

(明治四十五年七月十二日規定)

第一條 本科生徒中品行方正學術優等ナル者又ハ特別技能アル者ヲ詮考シ學資ヲ補
 給スルモノトス
 第二條 前學年ノ終ニ於テ該學年中ノ成績ヲ調査シ左ノ標準ニ據リ詮考シ本學年ノ
 給費生トスルモノトス
 一、學科總評八十點以上
 二、操行 甲
 三、身體健全
 第三條 給與期ハ一學年間ト定ムルモノトス
 第四條 給與ヲ受クル生徒ニシテ不都合ノ行爲アルトキハ補給ヲ停止スルモノトス
 第五條 支給ノ方法ハ學資支給規程ニ據ルモノトス

第七 拜賀式及卒業式規程

第一條 拜賀式次第左ノ如シ
 一、學校長、職員、生徒着席
 二、禮(ピアノ合圖)
 三、學校長開扉 職員生徒敬禮(ピアノ合圖)
 四、唱歌(君が代) 二回
 五、學校長職員生徒 御影ニ對シ最敬禮(ピアノ合圖)
 六、學校長 勅語奉讀
 七、唱歌(勅語奉答)
 八、學校長訓諭
 九、唱歌(當日ノ唱歌)
 十、學校長閉扉 職員生徒敬禮(ピアノ合圖)

十一、禮(ピアノ合圖)
 十二、學校長職員生徒順次退席
 十三、卒業式次第左ノ如シ
 一、職員生徒着席
 二、來賓着席
 三、文部大臣着席
 四、禮(ピアノ合圖)
 五、唱歌(校歌)
 六、卒業證書授與
 七、學校長告辭
 八、文部大臣訓辭
 九、來賓祝辭演說
 十、卒業生總代謝辭
 十一、唱歌(仰げば尊し)
 十二、禮(ピアノ合圖)
 十三、文部大臣來賓以下順次退席
 右終リテ卒業生並生徒中ノピアノ、箏曲ノ演奏ヲナサシムルモノトス
 第三條 式場ノ整頓ハ庶務掛、式場唱歌ノ指揮、ピアノ合圖ハ唱歌教員式場生徒ノ整列ハ體操教員ノ擔當トス

第二章 事務ニ關スル規程
 第八 事務規程

第一條 本校ニ庶務掛、會計掛ヲ置キ學校長ノ指揮ヲ受ケ事務ヲ分掌セシムヘシ
 第二條 各主管事務ニシテ他ノ主管ニ關係アルトキハ合議スヘキモノトス
 第三條 庶務掛ノ分掌左ノ如シ
 一、御眞影及勅語ノ奉安ニ關スルコト
 二、機密事項ニ關スルコト
 三、公文書ノ起案、接受、發送等ニ關スルコト
 四、學校長ノ官印及校印ノ保管ニ關スルコト
 五、諸規則ノ制定及變更ニ關スルコト
 六、職員ノ勤務調査及願届伺ニ關スルコト
 七、儀式ニ關スルコト
 八、職員ノ進退、身分、及服務ニ關スルコト
 九、卒業證書及卒業者臺帳ニ關スルコト
 十、本校一覽及統計報告日誌ニ關スルコト
 十一、文書保存等ニ關スルコト
 十二、其他他主管ニ屬セサル一切ニ關スルコト
 十三、會計掛ノ分掌左ノ如シ
 一、歲入歳出概算及豫算、決算、收支ニ關スルコト
 二、會計ニ關スル公文書ノ起案接受及發送保管ニ關スルコト
 三、官有財産及資金ノ保管ニ關スルコト
 四、圖書、機械、器具其他物品ノ購入、賣却及保管出納ニ關スルコト
 五、收入官吏及物品會計官吏ノ異動報告等ニ關スルコト
 六、寄附金品ノ接受及其褒賞ニ關スルコト
 七、修繕其他工事ニ關スルコト

八、備人ノ進退監督等ニ關スルコト
九、校内ノ警備取締清潔ニ關スルコト
十、其他會計ニ屬スル一切ニ關スルコト

第九 物品會計施行規程

(明治四十四年
二月一日伺濟)

- 第一條 本校所屬物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ尚本規程ニ從ヒ處理スヘキモノトス
- 第二條 所屬物品ハ甲號請求用紙ニ記入シ會計掛ニ請求スヘシ會計掛ニ於テハ之ヲ調査シ學校長ノ命令ヲ受ケ處理スヘキモノトス
- 第三條 物品ノ出納命令ハ甲號請求用紙及乙號返付用紙又ハ他ノ文書ヲ以テス但消耗品ノ在庫品ニ於テハ別ニ支給同簿ニ依リ學校長ノ檢印ヲ受クヘキモノトス
- 第四條 會計掛ニ於テハ物品ヲ支給スルトキハ備品ニアリテハ備品支給簿ニ消耗品ニアリテハ同出納簿相當欄内ニ記入シ受領ノ證トシテ監守者及受領者ニ捺印セシムヘキモノトス
- 第五條 各室ニ物品監守者及同取扱主任者ヲ置キ監守者ハ備品ノ支給ヲ受ケタルトキハ直ニ備品監守簿ニ記帳スヘキモノトス
- 第六條 監守者ハ不用ニ屬シタル物品アルトキハ乙號返付用紙ニ記入シ現品ト共ニ會計掛ニ返付スヘキモノトス
- 第七條 監守者ハ使用ノ物品ニシテ修理ヲ要スルモノアルトキハ甲號請求用紙ニ記入シ會計掛ニ請求スヘキモノトス
- 第八條 監守ノ物品ヲ他ニ貸付セントスルトキハ學校長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第九條 物品ノ貸付ヲ受ケントスルモノアルトキハ借用證ニ捺印セシメ受領ノ證トスヘシ

第十條 借受人ハ其物品ニシテ使用中亡失毀損等アリタルトキハ現品又ハ代金ヲ以テ辨償スヘキモノトス

第十一條 物品取扱ニ要スル備付帳簿左ノ如シ

- 備品出納簿 (通常器具、器、械及標本) 様式第一
- 同 (和漢書) 第二
- 消耗品出納簿 第三
- 備品支給簿 同 第四
- 備品監守簿 同 第五
- 消耗品支給同簿 同 第六

(帳簿様式及請求用紙等略ス)

第十 獎學資金管理規程

(大正二年四月
二十八日認可)

- 第一條 經理委任ニ係ル獎學資金ハ本規程ニ依リ管理スルモノトス
- 第二條 現金ハ學校長ノ名義ヲ以テ預金トシ株式會社安田銀行ヘ預入ルヘキモノトス
- 第三條 銀行預金ヲ以テ有價證券ヲ購入スルコトアルヘシ
- 第四條 有價證券及預金證書ハ本校備付ノ金庫ニ保管スヘキモノトス

第十一 文書處理規程

- 第一條 本校ニ到達スル文書及本校ヨリ發送スル文書ハ庶務掛之ヲ取扱フモノトス
- 第二條 文書ヲ接受シタルトキハ親展書ヲ除クノ外ハ開披ノ上收受簿ニ記入捺印シ校長ノ查閱ヲ經タル後相當ノ手續ヲナスヘシ但會計其他法規上一定シタルモノニ

一、諸願書類
 二、各應往復書類
 三、諸屆書中重要ナルモノ
 四、一ケ年ニ屬スヘキモノ
 五、一ケ月ニ屬スヘキモノ
 六、諸屆書類
 七、永久保存ニ屬スヘキモノハ一年毎ニ本綴トシ表題年月日主務掛名ヲ記載シテ捺印シ各主務掛之ヲ保管スヘキモノトス
 八、第三條ノ文書類ニシテ日常執務上入用ナキモノハ之レカ保管ヲ庶務掛ニ引繼クヘシ
 九、庶務掛ハ文書目錄ヲ調製シ置キ以テ搜索ノ便ニ供スヘキモノトス

第十二 宿直規程

第一條 本校事務員ハ毎夜一名宛輪番ニ宿直スヘキモノトス
 第二條 宿直員ノ任務ハ平日ニ在リテハ退廳時限ヨリ翌日出勤時限マテ休業日ニ在リテハ當日交替時限ヨリ翌日出勤時限マテトス
 第三條 宿直員ハ宿直時間内ニ受ケタル書類及郵便物ノ至急ヲ要スルモノハ相當處理スヘキモノトス
 第四條 宿直員ハ毎夜室内内外ヲ便宜巡視スヘキモノトス
 第五條 宿直員ハ宿直時間内ニ起リタル非常變災ノ場合ニハ別ニ定ムル所ノ非常心得ニ據ルヘキモノトス
 第六條 宿直交替ノ際ニハ事務ノ引繼ヲナスヘキモノトス
 第七條 宿直員ノ宿直時間特ニ保管スヘキモノ左ノ如シ

一、宿直日誌
 二、消火栓鍵及バンドル
 三、諸鍵入箱

第十四 印刷室規程

第一條 印刷室ニ印刷主任ヲ置ク
 第二條 印刷室主任ハ學校長ノ指揮ヲ受ケテ製版印刷掛ヲ監督シ印刷事業ノ指圖及室内并器械等ノ整頓ヲナスヘキモノトス但印刷室主任ハ本校物品會計施行規程第五條ノ物品監守者ヲ兼ヌルモノトス
 第三條 新ニ圖書ヲ刊行セントスル時ハ印刷室主任ハ教務主任ヲ經テ學校長ノ認許ヲ受ク
 第四條 印刷室主任ハ印刷書目臺帳ヲ備ヘ置キ印刷シタル書目等ヲ登錄シ置クモノトス但臺帳様式ハ別ニ定ムル處ニ據ル
 第五條 刊行ノ圖書ハ別ニ定ムル處ニ據ル
 第六條 毎月一回器械類ノ手入及大掃除ヲ行ヒ室内ヲ整頓スヘキモノトス
 第七條 原版ハ使用後一定ノ場所ニ入レ又亞鉛板、紙類等ノ散逸セサル様注意スヘキモノトス
 第八條 常ニ器械類ノ取扱ニ注意シ若シ破損シタル時ハ直ニ會計掛ニ修繕ノ手續ヲ爲スヘキモノトス
 第九條 印刷室物品會計ハ本校所定ノ物品會計施行規程ニ據ル可キモノトス
 第十條 印刷器械ハ印刷室主任ノ許可ヲ得ルニアラサレハ何人モ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第四章 校醫ニ關スル規程

第十五 校醫職務規程

- 第一條 時々教室寄宿舎等ヲ視察シ左ノ件々ニツキ學校長ニ報告スヘキモノトス
 - 一、換氣ノ良否
 - 二、採光ノ適否
 - 三、机腰掛ノ適否
 - 四、煖爐ト最近生徒トノ距離
 - 五、室内ノ温度
 - 六、學校清潔方法實行ノ狀況 (明治三十年一月文部省訓令第一號)
 - 七、飲料水ノ良否
 - 八、其他衛生上必要ナル事項
- 第二條 傳染病者アリタルキ又種痘ニツキ制規ノ處分ヲナスヘキモノトス
- 第三條 毎年四月明治三十三年三月文部省令第四號ニ據リ生徒ノ身體検査ヲ行ヒ統計表ヲ作製スヘキモノトス
- 第四條 毎年一回生徒ノ眼ヲ検査シ失明ノ原因等ヲ調査シ統計表ヲ作製スヘキモノトス
- 第五條 眼科醫ハ第四條ノ外ニ左ノ件々ヲ心得ヘキモノトス
 - 一、入學ノ際入學者ノ眼ヲ検査スルコト
 - 二、時々生徒ノ眼ヲ診斷シ治療ヲ加フ可キモノアラハ學校長ニ報告スルコト
 - 三、眼病ト他ノ疾病トノ關係ヲ調査シ以テ豫防ノ事項ニツキ學校長ニ報告スヘキコト

四、傳染性眼病ニツキ注意スルコト

第五章 寄宿舎ニ關スル規程

第十六 寄宿舎規程

- 第一條 正副舎長ハ舎生ノ學術自修ヲ監督獎勵スルハ勿論特ニ言行ノ躰方ト衛生トニ注意スヘキモノトス
- 第二條 舎長ハ寄宿舎全體ノ監督及事務ヲ擔任シ副舎長ハ舎長ヲ助ケ監督事務ヲ分擔シ又舎長不在ノ時代理ヲ爲スヘキモノトス
- 第三條 各室ニ室長、副室長ヲ置ク室長ハ上級生ノ品行學術模範トナルヘキモノトシヨリ推舉シ學校長之ヲ命ス副室長ハ室長ニ亞クヘキ者ヲ以テ舎長ヨリ囑任ス
- 第四條 舎長ハ同室生ノ取締ヲ爲シ又同室生ノ總代トナルヘキモノトス副室長ハ室長ヲ助ケ又室長不在ノ時代理ヲナスヘキモノトス
- 第五條 以上臥床スルモノハ病室ニ移シ病狀ニ由リ父兄保證人ニ通報スヘキモノトス
- 第六條 起床時間ハ日ノ長短ニ從ヒ左ノ如ク定ム

自五月十一日	午前五時半	自六月十一日	午前五時
自五月卅一日	午前五時半	自七月十一日	午前五時
自九月十一日	午前五時半	自十一月十一日	午前六時
自十月卅一日	午前五時半	至翌年三月卅一日	午前六時
- 第七條 就寢時間ハ年中午後九時トス
 朝食時間ハ起床後一時間トシ夕食ハ左ノ如ク定ム

自五月三十一日	午後五時半	自七月十日	午後五時
---------	-------	-------	------

自九月三十一日 午後五時半 至十一月一日 午後四時半

第八條 每朝每夜全生徒ノ點檢ヲ爲スヘキモノトス

第九條 起床後一時間即チ朝食前トシ夜ハ午後九時トス

第十條 自修時間ハ午後七時ヨリ八時半マテトス

第十一條 但事情ニ依リ自修時間マテ又ハ特ニ午後十時マテ許スコトアルヘシ

第十二條 每月一回不時ニ各室ノ戸棚ヲ點檢シ舍生所有物ノ整否ヲ點檢スヘキモノトス

第十三條 衛生上ノ注意事項左ノ如シ

一、食品ノ良否ニ就キ賭方ニ注意スルコト

二、炊事場、食堂ノ洒掃ニ注意スルコト

三、各室ノ洒掃ニ注意シ毎月一回全舍内ノ大掃除ヲ行ヒ年末ニ特ニ煤掃ヲ行フ

四、時々舍生ノ手拭「ハンカチーフ」ヲ點檢シ不潔ナラサル様注意スルコト

五、便所ノ掃除ニ注意シ時々片腦油、石炭酸等ヲ撒布スルコト

六、消毒液ヲ入レシ器ヲ備ヘ置キ消毒ノ必要アル場合ニ手ヲ洗ハシム

第十四條 入舍生アルトキハ本人及附添人ニ寄宿ノ心得ヲ申達スルコト

寄宿料其他ノ學資ヲ預リ保管スルコト

三、賄用品其他ノ雜費ハ一々之ヲ支拂ヒ明細ニ記帳スルコト

四、學資ノ出資ハ前月分ヲ翌月調査シ年長者ニハ之ヲ示シ年少者ノ分ハ毎月其

五、父兄ニ報告スルコト

六、但年長者ニテモ特ニ父兄ヨリ依頼アルモノハ報告ス

七、舍費ハ毎月學資中ヨリ領收シ炭、電燈、入浴、菓子料等ノ支拂ヒヲ爲スコ

八、毎朝起床後ト就寢前全生徒ノ點檢ヲ行ヒ點檢簿ニ記入スルコト 但副舍長

九、賄方ヨリ毎土曜日ニ次週ノ献立表ヲ差出サシメ之ヲ檢查スルコト

十、食事ノ時ハ食堂ニ出テ食事ヲ共ニシ又監督スルコト 但副舍長ト共ニシ又

十一、隔番トス

十二、室長ニ缺員アルハ副舍長ト協議シ適任者ヲ選ヒ學校長ニ申出ツルコト

十三、舍生信書ノ往復ニ就キ注意シ又代筆スルコト

第十四條 寄宿舍日誌ヲ記スコト

第十五條 副舍長ノ事務ハ大要左ノ如シ

一、入退舍生アルトキハ願書ニヨリ舍生名簿ヲ記入スルコト

二、舍生賄料ノ計算ヲ爲シ支拂簿ニ記入スルコト

三、舍費ノ收入ヲ舍費出納簿ニ記入スルコト

四、舍長ト共ニ學費ノ調査ヲナスコト

五、献立表ヲ檢スルコト

舍生ノ點檢ヲナスコト
舍生ノ信書ノ往復ニ關スルコト
舍生疾病者ニ關スルコト
諸統計調製ニ關スルコト

第六章 雜則

第十七 非常心得

- 第一條 非常事變ニ際シタルトキハ時鐘ヲ連打シテ之ヲ報ス但職員中何人ヲ論セス
- 第二條 先ツ認メタルモノハ連打ノ處分ヲナスヘキモノトス
- 第三條 非常事變ニ際シ校長不在ノトキ總指揮ハ在校上席職員其任ニ當ルヘキモノトス
- 第四條 非常事變ノ際立退場ヲ左ノ通り定ム
一 校庭ノ中央ヨリ南端ニ至ルノ間
二 校地ノ東ニ接シタル隣地
- 第五條 夜中事變ニ際シタルトキハ立退場ヲ左ノ通り定ム
一 女生寄宿舎ニアルモノハ永樂病院ニ接シタル地
二 男生寄宿舎ニアルモノハ第三條一、二ノ例ニ據ルモノトス
- 第六條 正副舎長ノ命ヲ待ツテ處置スヘキモノトス
- 第七條 地震等ノ場合ニアリテ生徒ハ教員正副舎長等ノ指揮ヲ受クルノ暇ナキ場
合ニハ便宜ノ處置ヲ採ルヘキモノトス
- 第八條 火災ノトキハ先ツ左ノ物品ヲ持出シ順次他ノ物品ニ及フヘキモノトス

庶務會計上緊要書類

- 一 庶務會計上緊要書類
- 二 教務上緊要書類
- 三 參考室物品
- 第八條 第七條第一號第二號ノ書類ハ平素取り纏メ置持退ニ便ニシ置クヘシ
- 第九條 消火栓ノ鍵及ハンドルノ保管ハ宿直員ノ擔當トス
- 第十條 執務時間外ニ非常事變若クハ近火災ノアリタルトキハ教員ハ(失明教員ハ此限ニアラス)直ニ駆付相當ノ處置ヲナスヘキモノトス
- 第十二條 非常事變若クハ火災ノトキハ宿直員ハ高張提灯ヲ便宜ノ處ニ掲ケ目標ニ供フヘキモノトス

第十八 生徒服制

- 第一條 男生徒ハ帽及ヒ袴ヲ着スヘキモノトス
- 第二條 帽、海軍形
- 第三條 但夏季ニハ白布ノ日覆ヲ付スヘキモノトス
男生徒中洋服ヲ着用スル者ハ左ノ服装ニ據ルヘキモノトス
一 冬服 地質紺色ヘル立襟背廣形、鈕釦金色
一 夏服 地質藍色霜降小倉綾織立襟背廣形、鈕釦金色
一 外套(頭巾付) 地質濃紺若ハ黒絨
- 第四條 杖 普通ステツキ形
- 第五條 材料 長サ三尺、二尺二寸ノ二種トス
- 第六條 第三條ノ服装ヲ爲ス者ハ冬服ハ十月一日ヨリ五月三十一日夏服ハ六月一日ヨリ九月三十日ニ至ルモノトス
- 第六條 女生徒ハ一定ノ袴ヲ着スヘキモノトス

第十九 女生徒服裝心得

(明治四十四年七月一日規定)

- 一、リボンヲ用フル者ハ平常ハ一筋モノニシテ巾ハ一インチ半以內代價ハ一尺拾
- 二、鏡以下ノモノニ限ル但リボンハ下ゲ髪ノ場合ニ限リ用フルモノトス
- 三、祝日外出等ニハ二インチ迄ノモノヲ用フルヲ得
- 四、櫛ハ一枚若ハ二枚トス但シ蒔繪ノモノハ禁ス
- 五、白粉ハ禁止ス
- 六、二十歳以上ノ生徒ハ髮飾及ヒ衣服ノ縞、模様共ニ襦袢ヲ除ク外赤及ヒ桃色等
- 七、袖丈ハ總ヘテ餘リ長カラヌ様ニ仕立ツヘシ
- 八、足袋ハ年中用フヘシ手囊ハ冬季ニハ必ス用フヘシ
- 九、下襦袢ハ夏季ニテモ必ス用フヘキモノトス
- 十、頭髮ハ二週一回ハ必ス洗フヘシ但毎朝一回宛理髮スヘシ

第二十 級長及副級長規程

(明治四十四年十月二十七日規定)

- 第一條 各學級ニ級長、副級長各一名ヲ置ク
- 第二條 級長及副級長ハ普通科第三學年以上及專修科ハ互選ノ結果ニヨリ校長之ヲ命シ第一、二學年ハ擔任訓導ノ推薦ニヨリ校長之ヲ命スルモノトス其任期ハ一學年トス
- 第三條 級長ノ任務左ノ如シ
 - 一、校長及教師ノ命令ヲ傳達スルモノトス
 - 二、級長ノ改善ヲ謀ルモノトス
 - 三、掃除當番ノ順番ヲ定メ自ラ掃除ノ勞ヲ執リツ、之ヲ監督スルモノトス

第二十一 教員當番規程

(明治四十四年十月二十七日規定)

- 第一條 臨時事務及生徒ノ監督ヲ爲サンカタメ教員當番ヲ置ク
- 第二條 教諭及訓導ハ順番ヲ以テ之ニ當ルモノトス
- 第三條 當番ノ任務左ノ如シ
 - 一、生徒ノ朝會ヲ監督シ且ツ校長不在ノ時ハ生徒ニ新聞ヲ朗讀シ聽カスルモノトス
 - 二、放課時間中生徒ノ監督
 - 三、當日貸與シタル遊戯道具ノ管理
 - 四、遺失品ノ處置
 - 五、參觀人ノ應接

第二十二 參觀人心得

- 第一條 參觀ヲ望マル、者ハ別項欄內ニ記載シテ學校長ノ承諾ヲ得ラルヘシ
- 第二條 參觀ハ正装シタル者ニアラサレハ承諾ヲ與ヘサルモノトス
- 第三條 參觀者ニハ參觀證ヲ與フ可ケレハ參觀中ハ見易キ様ニ携帯セラルヘシ但參觀終了シタルトキハ受付ニ返還セラルヘシ
- 第四條 參觀者ニ靜肅ヲ妨クル等ノ行爲アリタルトキハ中途參觀ヲ謝絶スルコトアルヘシ
- 第五條 參觀者質疑等ヲ望マル、トキハ其旨申出ラレ職員ノ説明ヲ受クルコトヲ得
- 第六條 但參觀中ハ教員並生徒等ト談話ヲ交フルコトヲ禁スルモノトス

取扱ヲナスヘキモノトス

第二十三 小使服務心得

- 第一條 小使ハ事務掛ニ附屬シ職員ノ指揮ヲ受ケ職務ニ従事スヘシ
- 第二條 毎朝出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印スヘシ
- 第三條 但遲参ノ節ハ其事由ヲ陳述スヘシ
- 第四條 但六月一日ヨリ夏服ヲ着用スヘシ
- 第五條 但病氣等ニテ出勤シ難キトキハ其旨出勤時間マテニ届出ヘシ但一週間以内ハ
- 第六條 病名ヲ記シ一週間以上ニ渉ルトキハ醫師ノ診断書ヲ添付スヘシ
- 第七條 参觀人ニ對シテハ懇切丁寧ヲ旨トシ粗慢ニ渉ルヘカラス生徒ニ對シテハ慈
- 第八條 受付室及湯沸所ニハ必ス一人宛詰居ルヘシ
- 第九條 湯沸所ニ在リテハ來訪者、参觀人、電話及郵便等ノ取次ヲ爲シ校用ニ係ル
- 第十條 湯沸所ニハ無用ノモノ入ラシメサル様注意スヘシ又湯沸所ハ常ニ不潔ニ涉
- 第十一條 各室ハ勿論庭園下水及便所等ハ常ニ清潔ニ掃除シ不體裁ノコトナキ様各自
- 第十二條 各室及廊下掃除方ハ毎日午後四時ヨリ行ヒ終了ノ上ハ直ニ閉鎖スヘシ
- 第十三條 便所掃除方ハ毎週土曜日午後ヨリ行フヘシ尤臨時汚穢セシトキ掃除スル
- 第十四條 便所手洗水ハ毎朝必ス酌ミ入ルヘシ

- 第十三條 器具ノ取扱方ハ最モ叮嚀ニシ毀損セサル様注意スヘシ
- 第十四條 電話機ハ毎朝掃除スヘシ
- 第十五條 電話機ハ校用ノ外猥ニ使用セシムヘカラス又授業時間中他ヨリ職員及生
- 第十六條 アリタルトキハ其旨ヲ帳簿ニ留置キ休憩時間ニ之ヲ報スヘシ
- 第十七條 校内備付ノ時計ヲ正確ニシ時刻ヲ過ラサル様注意スヘシ
- 第十八條 平素火ノ元及戸締等ヲ注意ヲ殊ニ冬季煖爐ヲ使用スル時ニ在リテハ一層
- 第十九條 ノ注意ヲ要ス
- 第二十條 構内非常又ハ近火等ノ節ハ直ニ駆付ケ手後ナキ様心懸クヘシ
- 第二十一條 服務時間ハ事務掛員出勤時ノ一時間前ヨリ退校後一時間マテトス
- 第二十二條 休日タリトモ一名宛交替出勤スヘシ
- 第二十三條 校舎内ニ於テ肌脱其他見苦シキ所行ナキ様注意スヘシ
- 第二十四條 校内ニ於テ遺失物ヲ見當リタルトキハ直ニ事務掛ニ届出ツヘシ
- 第二十五條 勤務上氣付キタル事柄又ハ至當ト認メタルコトアラハ事務掛ニ申出ツ

第四章 職員 (大正二年九月一日現在)

一 商議委員

- 從二位勳一等 子爵 山尾 庸二
- 從二位勳二等 男爵 前島 密
- 大内 青巒

一一 本校職員

● 學校長

町田 則文 茨城、士

● 教諭

東京雙啞學校教諭

石川 倉次 千葉、士

普通科第五學年擔任、教務主任、寄宿舎々長

兼訓導 石川 重幸 千葉、士

數學、物理、化學、博物、師範科擔任

兼訓導 岸高 丈夫 福岡、平

● 訓導

琴(師範科音樂科)

兼教諭 萩原 松韻 東京、士

鍼治、按摩、マッサージ、鍼按主任

富岡 兵吉 群馬、平

普通科第四學年擔任

小出 末三 佐賀、平

普通科第二學年擔任、印刷室主任

高岡 ミツ 岐阜、士

歷史、地理、普通科第三學年擔任、技藝科鍼按科生徒監督

伊澤 光雄 福島、士

琴(技藝科音樂科)

石井重次郎 東京、士

普通科第一學年擔任、技藝科音樂科生徒監督、圖書室主任

秋山 すゑ 山梨、平

● 囑託

三絃

上野 鈴 東京、平

唱歌

鈴木米次郎 東京、平

衛生、校醫事務

醫學士 菅沼清次郎 愛知、平

唱歌

船橋 榮吉 兵庫、平

國語

塙 忠雄 鹿兒島、平

音樂的音響學

醫學士 田邊 尚雄 大阪、平

衛生

醫學士 飯室 立 山梨、士

● 書記

會計主任、收入官吏、物品會計官吏、庶務掛

吉野 七作 千葉、平

會計掛、庶務掛

大山 春翠 東京、士

● 雇

鍼治、按摩(技藝科鍼按科)

蘆野 平次 新潟、平

鍼治、按摩(按藝科鍼按科)

栗城卯太記 福島、平

琴(技藝科音樂科)

池田 てふ 福島、平

鍼治、按摩(技藝科鍼按科)

小川 源助 群馬、平

三絃 (技藝科音樂科)
 鍼治、按摩 (技藝科鍼按科)
 鍼治、按摩 (技藝科鍼按科女生徒)
 庶務掛、會計掛、寄宿舎掛

第五章 生徒 (大正二年七月十日現在)

一 生徒姓名 (朱書ハ兼修ノモノ)

天野 宗吉 東京、士
 小濱 伊次郎 東京、平
 山田 まち 新潟、平
 吉野 賢助 千葉、平

師範科音樂科 第三年級 女		師範科音樂科 第二年級 男		師範科音樂科 第一年級 男	
姓名	生年 月	姓名	生年 月	姓名	生年 月
竹下 ヨシエ	明治 一 年 八月	有吉 熊雄	明治 二 年 五月	三輪 猛	明治 二 年 四月
三宅 正子	明治 二 年 七月			尾崎 夫	明治 二 年 六月
古澤 まさ	明治 二 年 五月				
族 籍	失明年齡	族 籍	失明年齡	族 籍	失明年齡
東京 平	生來	山口 士	二	茨城 平	生來
入 學		入 學		入 學	
明治 三 年 四月		明治 三 年 九月		大正 二 年 二月	
四 月		四 月		四 月	

師範科鍼按科 第二年級 女		師範科鍼按科 第一年級 女	
姓名	生年 月	姓名	生年 月
伊藤 喜代	明治 一 年 七月	坂山 貞	明治 一 年 七月
岩崎 梅熊	明治 一 年 五月	細井 幸太	明治 一 年 五月
加藤 三太	明治 一 年 六月	齊藤 武三	明治 一 年 六月
遠藤 榮	明治 一 年 五月	坂入 辰三	明治 一 年 五月
川瀬 卯榮	明治 一 年 五月	上村 乙順	明治 一 年 五月
渡部 清	明治 一 年 五月	小島 周	明治 一 年 五月
神林 誠	明治 一 年 五月	松尾 六三	明治 一 年 五月
坂井 誠	明治 一 年 五月	高田 正三	明治 一 年 五月
		小高 直	明治 一 年 五月
		高橋 計	明治 一 年 五月
		渡邊 全	明治 一 年 五月
		谷澤 錦	明治 一 年 五月
族 籍	失明年齡	族 籍	失明年齡
山形 平	生來	福島 平	生來
入 學		入 學	
明治 三 年 九月		大正 四 年 五月	
四 月		四 月	

高梅多關久笠早和 西川治根本井川田 たそよ支正々國 みの愛し智利ネ男	技藝科音樂科 第一年級	卷今小 淵泉谷 く平榮 ら三正	技藝科音樂科 第二年級	松齋小町加郭熊高川福田 本藤野田賀木澤舟田村 みはけフす航太ほき經 やないツま在一郎るよ平	技藝科音樂科 第三年級
明治	女男	三三三三三三三三 六四三一六三二二	女男	三三三三三三三三 三二〇〇八六四二二九	明治
五一一一四五二一	五三	八四五	一六一一五一七七四七三	八三	
新福 瀧岡			長新 野瀧岡		
平平			平平平		
一一 八七			一一 六五三		
大正			明治		
四四			四四四 四二四		
四四			四四四		

鈴平秋林 木野田 久まり 武代さん	技藝科音樂科 第四年級	宮嶺吉申 崎日川村 富ひ千代清 美で三平	技藝科音樂科 第五年級	中竹原 山山 まじ富 ちウ枝	技藝科音樂科 第六年級	高内笠多松小石久内熊櫻大 西山井知井林井本山水貫 たまつク知三支英航一正 みちよ愛ノ耶耶智邁一耶一
三三三二 二一一八	女	三三三二 五八〇九	女男	三二一七 〇一七	女	三三三三三三三三 六四四三二八六六四四三三
一一三六	四	二六一七	二二	六四九	三	五九九一〇二一四一七四一
				長福 野井		東東山東三東崎鳥千滋山東 京京梨京重京玉取葉賀形京
				平士		平平平平平平平平平士
				一一 三〇		生 生 生 來二一來四一六五一來來一
				明治		明 大明 大明大 治 正治 正治正
				四四 二一		四四四四 四 四 四 五五五二二五二二四二五
				四四		四四四四四四四四四四四

表計統查檢牙齒(度年二正大)徒生學入新校學盲京東

考備	不 明	腐 蝕 (化學藥)	火 傷	熱 病	麻 疹	「ト ラ コ ー マ」	遺 傳 梅 毒 <small>(内) 本症上トラコーマトニ因テ有ス</small>	胎 毒	其他眼疾患 <small>角膜炎 流行性眼 近視 遠視</small>	膿 漏 眼	營 養 不 良	先 天 性 生 來	失明原因		
													齒 齲	齒 損 缺	
大正二年四月検査 検査人員四人 数字ノ上ニ×印ヲ附セルモノハ「ハッチンソン」氏型ヲ現ハスモノ	三			二		六	二	一	九	一九	一	七	齒齲	齒損缺	
						二	七	一	一〇	二	三	二	牙齒病疾ノ他其 療治他其填充 牙齒ルタシ施ヲ		
											一	八	存殘齒乳		
									一	三		四	側兩上顎 側一上顎	智齒發 生	
	一							一	一	一	一	二	側兩下顎 側一下顎		
	一														
	一													良有發骨顎 良不發骨顎 通普態狀	
	三	一		二	一	二	一	三	一	三	六	五	六	良有發骨顎 良不發骨顎 通普態狀	
	一			二	一	二		二		二	六	四	七	正合咬牙齒 正不合咬牙齒 通普態狀	
	一						一	二	一	一		一	二	正合咬牙齒 正不合咬牙齒 通普態狀	
													八	正合咬牙齒 正不合咬牙齒 通普態狀	
			×				×	×			六	五	八	正合咬牙齒 正不合咬牙齒 通普態狀	
	三							一	一	三		一	二	正合咬牙齒 正不合咬牙齒 通普態狀	
	一			二	一	二		二		二	五	三	九	正合咬牙齒 正不合咬牙齒 通普態狀	
	一							二	一	一	一	一		正合咬牙齒 正不合咬牙齒 通普態狀	
													人員		
	三	一	二	一	二	一	四	一	四	六	六	一〇			

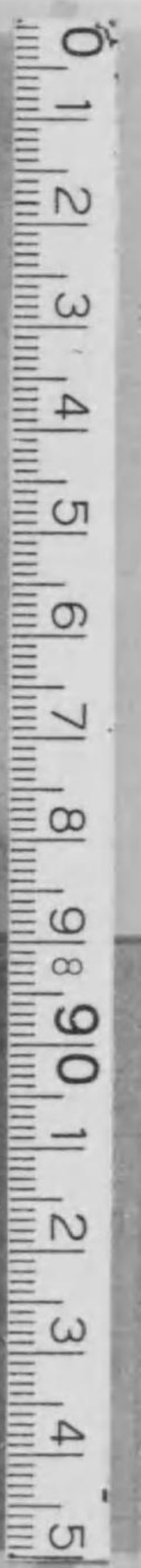


卒業者死亡一覽表

備考	計	自殺		精神病		胃病		急性腹膜炎		肋膜炎		結核性腦膜炎		腦膜炎		腹膜炎		脚氣		心臟病		胃潰瘍		腸室扶斯		肺炎		腸結核		肺結核		死因			
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
卒業生總員 二五五	○二																															九一歲			
	○二																																〇二歲		
	○一																																一二歲		
	○五																																二二歲		
	○四																																三二歲		
	○五																																四二歲		
	○三																																五二歲		
	○二																																	七二歲	
	○二																																	八二歲	
	一一																																	九二歲	
死亡率百分比 一六、四七	○三																																〇三歲		
	○三																																	一三歲	
	一〇																																	二三歲	
	○二																																	四三歲	
	○一																																	五三歲	
	○一																																	七三歲	
	一〇																																	八三歲	
	○一																																		一四歲
	○一																																		二四歲
	三三																																		小計
三九																																		計	
四二																																			

大正元年十二月末調

東京盲學校



第六章 卒業生及卒業後狀況

(一科卒業者ハ墨書シ一人ニテ二科以上卒業者ハ最初卒業ノ科ニ於テ墨書シ他ハ朱書セリ)

明治二十年七月 尋常科 (二人)

死 住岡芳太郎 靜岡、平

死 伊藤文吉 千葉、平

明治二十一年七月 鍼按科 (二人)

死 脇屋万壽雄 東京、士

死 伴 延次郎 石川、士

明治二十二年七月 尋常科 (三人)

死 坂本源助 神奈川、平

死 小林新吉 新潟、平

死 伊東捨藏 長野、平

同 鍼按科 (六人)

死 坂本源助 東京、平

死 小林新吉 新潟、平

死 伊東捨藏 長野、平

死 富岡兵吉 群馬、平

死 伊藤捨藏 長野、平

死 石井重次郎 東京、士

明治二十四年三月 尋常科 (三人)

(音樂科ノ部出) 齋藤新平 東京、平

(鍼按科ノ部出) 石井重次郎 東京、士

(音樂科ノ部出) 清水きみ 東京、平

(音樂科ノ部出) 清水きみ 東京、平

同 音樂科 (三人)

死 脇屋万壽雄 東京、平

死 佐藤禎二 東京、平

死 清水きみ 東京、平

死 清水きみ 東京、平

死 齋藤新平 東京、平

死 富岡兵吉 群馬、平

死 富岡兵吉 群馬、平

死 富岡兵吉 群馬、平

(音樂科ノ部出)

明治二十五年三月

音樂科 (一人)

(鉞) 石井重次郎 東京、平

死

同 鉞按科 (五人)

(琴) 天羽ひで 東京、平

死

自宅營業

(按) 佐藤國藏 山形、平

死

自宅營業

(按) 中林吉四郎 新潟、平

私立福島訓盲學校教員

(鉞) 飯塚源治 東京、平

明治二十六年三月

尋常科 (二人)

(鉞按科ノ部出)

(按) 芹澤八太郎 福島、平

(鉞按科ノ部出)

(按) 長澤正太郎 東京、平

同 音樂科 (二人)

(按) 服部知多男 愛知、平

本校訓導

(按) 長澤正太郎 東京、平

同 鉞按科 (五人)

死

死

(琴) 石井重次郎

死

死

(鉞) 佐藤國藏 東京、士

死

(前出)

(按) 佐々木吉太郎 東京、士

明治二十七年三月

音樂科 (一人)

(前出)

(按) 島津貞助 山形、平

同 鉞按科 (九人)

(按) 品田勇太郎 新潟、平

死

自宅營業

(鉞) 長澤正太郎

死

自宅營業

(鉞) 品田勇太郎

死

自宅營業

(鉞) 中林吉四郎

死

自宅營業

(鉞) 佐々木吉太郎

死

自宅營業

(鉞) 品田勇太郎

死

自宅營業

(鉞) 服部知多男

死

自宅營業

(鉞) 河原井秀明 茨城、平

死

自宅營業

死

自宅營業

名古屋市立盲啞學校教員

死

私立岐阜訓盲院教員

死

明治二十八年三月

尋常科 (二人)

死

死

同

音樂科 (一人)

死

同

鍼按科 (七人)

樂山堂病院マッサージ手

(前出)

死

死

死

(按) 加藤 安藏 山形、平

(按) 伊藤 由太郎 東京、平

(按) 堀 宇三郎 岐阜、平

(按) 高橋 永助 群馬、平

高橋 永助 群馬、平

神保均五郎 群馬、平

佐藤 國藏

(按) 中島 健次郎 青森、士

(按) 加藤 安藏 新潟、平

(按) 石川 久藏 新潟、平

(按) 高橋 永助

(按) 神保均五郎

死

群馬縣師範學校訓盲所教員

明治二十九年三月

尋常科 (六人)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

死

(鍼按科ノ部出)

死

(鍼按科ノ部出)

同

音樂科 (一人)

自宅營業

同

鍼按科 (四人)

(前出)

(前出)

(前出)

(按) 津田 福三郎 和歌山、平

(按) 瀨間 福一郎 群馬、平

河原井 秀明

堀 宇三郎

石川 久藏

室崎 六太郎 富山、平

津田 福三郎

瀨間 福一郎

(琴) 天野 ます 東京、士

(鍼) 中島 健次郎

(鍼) 河原井 秀明

(鍼) 堀 宇三郎

死

明治三十年 尋常科 (三人)

死

死

(教員練習科ノ部出)

同 音樂科 (一人)

死

同 鍼按科 (七人)

死

死

死

自宅營業

(前出)

自宅營業

(鍼) 津田福三郎

佐野 金藏 秋田、平

田中生三 千葉、平

小島 留藏 福岡、平

(琴) 竹山 しょう 千葉、士

(鍼) 佐野 金藏

石川 久藏

安在 亥之吉 山形、平

田中生三

室崎 六太郎

(鍼) 瀨間福一郎 茨城、平

明治三十一年 尋常科 (九人)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

私立鹿兒島盲學校長

死

英國留學

(鍼按科ノ部出)

死

明治三十二年 尋常科 (六人)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

川原 直治 兵庫、平

薄衣 隆治 岩手、平

武居 忠内 長野、平

田崎 隆一郎

南雲 總次郎 山形、士

山本 六三郎 静岡、平

中村 京太郎 静岡、平

市川 重作 静岡、平

長岡 重孝 愛知、平

根本 助藏 福島、平

大西 重作 愛知、平

若林 松五郎 埼玉、平

長谷川 爲次郎 茨城、平

無職

(音樂科ノ部出)

同 音樂科 (一人)

私立高田訓藤學校教員

同 鍼按科 (六人)

自宅營業

私立盲人技術學校教員

(教員練習科ノ部出)

自宅營業

死

(尋常科ノ部出)

明治三十三年三月 尋常科 (四人)

(鍼按科ノ部出)

死

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

同 鍼按科 (六人)

東京帝國大學醫科大學附屬醫院マッサージ手

自宅營業

(尋常科ノ部出)

兵庫縣立病院マッサージ手

死

自宅營業

明治三十四年三月 尋常科 (二人)

(鍼按科ノ部出)

(音樂科ノ部出)

同 音樂科 (二人)

死

自宅營業

同 鍼按科 (六人)

石井てい 東京、士

河端たみ 新潟、平

(琴) 河端たみ

相澤龜太郎 新潟、平

薄衣隆治

小島留藏

武居忠内

山本六三郎

中村京太郎

宮島寅吉 新潟、平

本間松三郎 新潟、平

大島一 茨城、平

山田金三郎 新潟、平

川原直治

大西重作

南雲總次郎

市川重作

本間松三郎

山田金三郎

村上瀧次郎 神奈川、平

笠木ひで 東京、平

飯塚源治

(琴) 笠木ひで

(琴) 笠木ひで

笠木ひで

笠木ひで

自宅營業
自宅營業
自宅營業
新潟醫學專門學校附屬醫院按摩手
私立磐城訓盲院教員
自宅營業

明治三十五年 尋常科 (十一人)
三月

農業
死

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

不詳

(鍼按科ノ部出)

死

(鍼按科ノ部出)

高橋八百藏 神奈川、平
村上瀧次郎
竹内春次郎 茨城、平
宮島寅吉
根本助藏
長谷川爲次郎

菅谷牛造 群馬、平
内藤角藏 静岡、平
深井清六 新潟、平
小野保三 山梨、平
眞壁直 福島、平
橋本次郎 茨城、平
石川福太郎 愛知、平
成瀬哲 石川、平

(鍼按科ノ部出)

(音樂科ノ部出)

不詳

同

音樂科 (四人)

(尋常科ノ部出)

(尋常科ノ部出)

死

自宅營業

同

鍼按科 (五人)

死

自宅營業

自宅營業

自宅營業

不詳

明治三十六年 尋常科 (九人)
三月

小松眞作 長野、平
原むら 神奈川、平
宮崎ちか 北海道、平

(琴) 菅谷牛造

(琴) 石井てい

(琴) 川上あか 東京、平

(琴) 原むら

榎木富藏 山形、平

若林松五郎

橋本次郎

大島一

宮崎ちか

(鍼按科ノ部出)
 (鍼按科ノ部出)
 (鍼按科ノ部出)
 (教員練習科ノ部出)
 死
 (鍼按科ノ部出)
 商業
 (音樂科ノ部出)
 死
 同 鍼按科 (六人)
 山田病院マッサージ手
 東京帝國大學醫科大學附屬醫院マッサージ手
 自宅營業
 (教員練習科ノ部出)
 自宅營業

樋田 富七 東京、平
 小林 壽作 埼玉、平
 保永 房次郎 埼玉、平
 今井 高次郎 岐阜、平
 廣田 弘道 福岡、平
 永堀 捨三郎 神奈川、平
 盛田 重太郎 千葉、平
 野口 修一 埼玉、平
 川上 あか
 深井 清六
 小野 保三
 成瀬 哲
 今井 高次郎
 小松 眞作

明治三十七年 尋常科 (十四人)
 三月
 (鍼按科ノ部出)
 (教員練習科ノ部出)
 (鍼按科ノ部出)
 (鍼按科ノ部出)
 無職
 (鍼按科ノ部出)
 (教員練習科ノ部出)
 死
 (鍼按科ノ部出)
 商業
 (鍼按科ノ部出)
 (教員練習科ノ部出)
 死

鹽野 平次 新潟、平
 磯貝 愛助 愛知、平
 橋本 瀧治 福岡、士
 小西 雄次郎 北海道、平
 大越 光健 福島、士
 熊谷 鏡太郎 北海道、平
 小川 大助 茨城、平
 西尾 重成 千葉、平
 關根 才吉 新潟、平
 田中 孫四郎 栃木、平
 磯邊 留吉 東京、平
 渡邊 豊治 新潟、平
 福山 說三 岩手、平

自宅營業

同 音樂科 (二人)

自宅營業

自宅營業

同 鉦按科 (六人)

本校雇

(教員練習科ノ部出)

自宅營業

私立長崎盲啞學校教員

死

自宅營業

同 教員練習科 (五人) (第一回)

大阪市立盲啞學校教員

京城小學校教員

東京聾啞學校訓導

末木 ふさ 神奈川、平

(琴) 野口 修一

(琴) 末木 ふさ

鹽野 平次

磯貝 愛助

樋田 富七

橋本 瀧治

西尾 重成

關根 才吉

目黒 文十郎 宮城、平

豊原 太郎 宮城、平

鎌田 榮八 宮城、平

死

私立石川縣教育會設立盲啞學校教員

明治三十八年 尋常科 (五人)

(鉦按科ノ部出)

(鉦按科ノ部出)

(教員練習科ノ部出)

(鉦按科ノ部出)

(鉦按科ノ部出)

同 音樂科 (二人)

本校雇

同 鉦按科 (六人)

秋田縣立盲啞學校教員

自宅營業

大連市ニテ營業

(前出)

(琴)

池田 てふ 福島、平

松田 宇一郎

小林 壽作

保永 房次郎

田中 孫四郎

役末 優文 山形、平

相原 久作 宮城、平

松田 宇一郎 秋田、平

塚田 彦三郎 新潟、平

河邊 藤助 福岡、平

吉田 春吉 埼玉、平

大塚 喜一郎 茨城、平

(教員練習科ノ部出)
自宅營業

教員練習科 (九人) (第二回)

渡邊 豊治
大塚 喜一郎

高取 易太郎 新潟、平
多田 鑑三郎 福島、士
松谷 富吉 奈良、士
平岩 繁治 神奈川、平
藁谷 貞吉 福島、平
山本 厚平 岡山、平
稻村 勝 奈良、平
有川 直志 鹿兒島、士
石川 幸藏 岩手、士

阿部 乙藏 秋田、平
高橋 幸三郎 新潟、平

私立長岡盲啞學校教員
新潟縣中蒲原郡小梅小學校教員
大阪市立盲啞學校教員
京都市立盲啞院教員
東京聾啞學校訓導
商業
大阪市立盲啞學校教員
無職
朝鮮濟生院盲啞部教員
明治三十九年 尋常科 (七人)
三月
薩摩琵琶教授
(教員練習科ノ部出)

(教員練習科ノ部出)

死

(鉦按科ノ部出)

死

(音樂科ノ部出)

同 音樂科 (二人)

本校師範科音樂科生

前出

(三絃)

同 鉦按科 (十二人)

池田 てふ

竹下 よし江

竹下 よし江 福岡、平

中山 哲三 三重、平
中澤 新吾 長野、平
山田 兼吉 東京、平
渡邊 公木 福島、平
竹下 よし江 福岡、平

東 善三郎 廣島、平
小西 雄次郎
熊谷 鐵太郎
小川 大助
河邊 藤助
進藤 赴 大阪、士

自宅營業
自宅營業
私立神戸訓盲院教員
(教員練習科ノ部出)
(教員練習科ノ部出)
大阪市立盲啞學校教員

(教員練習科ノ部出)

高橋幸三郎

死 (教員練習科ノ部出)

福山說三

同 (教員練習科ノ部出)

中山哲三

商業

吉田春吉

死

中澤新吾

私立福岡盲啞學校教員兼九州帝國大學醫科大學附屬醫院マツサージ手

山田兼吉

私立岐阜訓盲院教員

桑田鶴吉

(音樂科ノ部出)

高岡清次

明治四十年三月

小島留藏

尋常科 (十二人)

今井高次郎

無職

渡邊豊治

(鍼按科ノ部出)

野口修一

(鍼按科ノ部出)

松田亨

(教員練習科ノ部出)

神藤文雄

(鍼按科ノ部出)

豐田進

(鍼按科ノ部出)

大城雪造

(鍼按科ノ部出)

倉澤淑人

死 (教員練習科ノ部出)

羽田義晴

(教員練習科ノ部出)

杉山義郎

死 (教員練習科ノ部出)

小濱伊次郎

(音樂科ノ部出)

須貝忠右衛門

同 (音樂科ノ部出)

葛山覃

死

香取傳三郎

同 (音樂科ノ部出)

瀧浦とし

死

渡邊公木

自宅營業

鶴谷わか

自宅營業

瀧浦とし

同 鍼按科 (四人)

(尋常科ノ部出)

自宅營業

(教員練習科ノ部出)

自宅營業

同 教員練習科 (四人) (第四回)

私立豊橋盲啞學校教員

私立千葉縣教育會訓盲院教員

私立福岡盲啞學校教員

私立新潟盲啞學校教員

明治四十一年 三月 尋常科 (八人)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(教員練習科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(教員練習科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(教員練習科ノ部出)

同 音樂科 (一人)

本校雇

同 鍼按科 (七人)

自宅營業

自宅營業

自宅營業

臺南慈惠院教育部教員

本校雇

(教員練習科ノ部出)

同 教員練習科 (五人) (第五回)

阿部 乙藏

豐田 進

羽田 義晴

杉山 義郎

磯貝 愛助

小川 大助

河邊 藤助

高橋 幸三郎

岸尾 森吉 北海道、士

秋山 英一 山梨、平

吉野 啓治 千葉、平

齋藤 順三 青森、平

菅田 二郎 群馬、平

田所 美夫 茨城、平

坂本 恒次郎 茨城、平

飯島 萬治郎 神奈川、平

(琴) 天野 宗吉 東京、士

塚田 彦三郎

磯部 留吉

倉澤 淑人

秋山 英一

小濱 伊次郎

吉野 啓治

田所 美夫

印刷業

三重縣師範學校附屬訓盲部教員

私立淡路訓盲院教員

自宅營業

東海訓盲院教員

明治四十二年

三月

尋常科 (十六人)

井上久之丞 島根、平
中山哲三
小林宇三郎 兵庫、平
羽田義晴
小杉あさ 静岡、平

(鍼按科ノ部出)

吉田伴四郎 福島、平

(鍼按科ノ部出)

田邊庄八 新潟、平

(鍼按科ノ部出)

伊藤忠雄 神奈川、平

(鍼按科ノ部出)

鈴木武 福島、平

(鍼按科ノ部出)

立川六藏 新潟、平

(鍼按科ノ部出)

竹下四郎 鹿児島、士

(鍼按科ノ部出)

平方龍男 茨城、士

死

武者清四郎 宮城、平

(鍼按科ノ部出)

德永禎作 長崎、平

(鍼按科ノ部出)

高橋養藏 秋田、平

死

大山清太郎 茨城、平

(音樂科ノ部出)

田代武雄 鹿児島、士

(鍼按科ノ部出)

三輪尙 茨城、平

(音樂科ノ部出)

渡部清 福島、平

(音樂科ノ部出)

阿久津桃枝 群馬、平

(音樂科ノ部出)

三宅正子 東京、平

同 音樂科 (六人)

自宅營業

近藤三右衛門 東京、平

(前出)

(三絃)

天野宗吉

本校師範科音樂科生

三輪尙

自宅營業

川住章子 静岡、士

本校師範科音樂科生

三宅政子

本校師範科音樂科生

(琴)
古澤まさ 新潟、平

同 鍼按科 (十五人)

(教員練習科ノ部出)

自宅營業

自宅營業

自宅營業

福岡縣若松病院マッサージ手

私立小樽盲啞學校教員

(教員練習科ノ部出)

私立橫濱基督教訓盲院教員

自宅營業

自宅營業

自宅營業

自宅營業

自宅營業

(教員練習科ノ部出)

(教員練習科ノ部出)

栗城	卯太記	福島、平
野田	六郎	福岡、士
武藤	準一	岐阜、平
林	初五郎	埼玉、平
神藤	文雄	
田邊	庄八	
大城	雪造	
伊藤	忠雄	
立川	六藏	
竹下	四郎	
齋藤	順三	
德永	禎作	
高橋	養藏	
坂本	恒次郎	
飯島	萬治郎	

同

教員練習科 (八人) (第六回)

名古屋市立盲啞學校訓導

東京聾啞學校訓導

沖繩縣師範學校訓導

東京市外神田芳林小學校訓導

東京市神田區錦華小學校訓導

東京市神田區西小川町小學校訓導

私立福岡盲啞學校教員

私立下關博愛盲啞學校教員

明治四十三年

三月

尋常科 (九人)

(教員練習科ノ部出)

(教員練習科ノ部出)

(本校技藝科鍼按科生)

(音樂科ノ部出)

(師範科鍼按科ノ部出)

橋村	德一	愛知、平
栗原	辰三	埼玉、平
高良	忠成	沖繩、平
中村	孝吉	長野、平
村上	求馬	福島、平
金谷	末松	石川、平
安部	久次	福岡、平
岡	政一	山口、平
小川	源助	群馬、平
笠原	金吉	埼玉、平
諏訪	周作	埼玉、平
近藤	三右衛門	
渡邊	惣治	新潟、平

(鍼按科ノ部出)
(鍼按科ノ部出)
(鍼按科ノ部出)
(師範科鍼按科ノ部出)

同 音樂科 (四人)

山梨縣立高等女學校教員
自宅營業
(前出)
自宅營業

(三絃)

同 鍼按科 (十四人)

自宅營業
(教員練習科ノ部出)
自宅營業
自宅營業
自宅營業

小田切嘉四郎 山形、平
堀 仁四郎 新潟、平
長島 保 栃木、平
山田 まち 新潟、平
西川 つう 愛知、平
阿久津桃枝 山梨、平
古澤 まさ 東京、平
高西 のぶ 東京、平
伊比 興作 新潟、平
小川 源助 新潟、平
小林 清吉 神奈川、平
塚田 忠太郎 埼玉、平
岸尾 森吉

(教員練習科ノ部出)
私立茨城盲啞學校教員
死
自宅營業
(教員練習科ノ部出)
死
(教員練習科ノ部出)
本校師範科鍼按科生
本校師範科鍼按科生

同 教員練習科 (七人) (第七回)

無職
私立東北盲人學校教員
私立大分盲啞學校長
無職
私立岩手盲啞學校長

笠原 金吉
平方 龍男
須貝忠右衛門
小田切嘉四郎
葛山 翠
香取傳三郎
菅田 二郎
渡邊 清
坂井 せい 新潟、平
入野 春馬 高知、士
石川 留三郎 宮城、平
森 清 大分、平
五井 逸郎 鹿兒島、士
柴内 魁三 岩手、士

學生

本校訓導

明治四十四年
三月

尋常科 (二十五人)

- (鍼按科ノ部出)
- (師範科鍼按科ノ部出)
- (師範科鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (師範科鍼按科ノ部出)
- 本校技藝科鍼按科生
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- 本校技藝科鍼按科生

- 富家 辰巳 香川、平
- 秋山 すゑ 山梨、平
- 伊比 與作
- 鈴木 信三 東京、平
- 八尋 樹蒼 福岡、平
- 長井 浦之進 山口、平
- 伊藤 喜代治 山形、平
- 今關 秀雄 茨城、平
- 志賀 政藏 茨城、平
- 酒井 幸吉 東京、平
- 遠藤 榮治 山形、平
- 岩田 幸男 長野、平
- 細井 幸太郎 愛知、平
- 國枝 均一 岐阜、平

- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- 本校技藝科鍼按科生
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- (鍼按科ノ部出)
- 本校技藝科音樂科生
- (音樂科ノ部出)
- 同
- 本校師範科音樂科生

- 齋藤 武彌 福島、平
- 田中 彌四郎 新潟、平
- 坂入 辰三郎 茨城、平
- 秋元 梅吉 東京、平
- 杉浦 四郎 愛知、士
- 榎本 政明 静岡、平
- 崎村 茂枝 高知、平
- 水野 國次 愛知、平
- 坂井 せい
- 大栗 きよ 徳島、平
- 石島 やそ 栃木、平
- 福田 きよ 新潟、平
- 古澤 まさ
- 有吉 熊雄 山口、士

同 鍼按科 (十七人)

坂本竹之助 福島平
 吉田伴四郎
 鈴木武
 渡邊惣治
 鈴木信三
 入尋樹蒼
 今關秀雄
 堀仁四郎
 長島保
 大山清太郎
 酒井幸吉
 遠藤榮治
 齋藤春三郎 千葉平
 細井幸太郎
 本校師範科鍼按科生
 自宅營業
 茅ヶ崎南湖院マッサージ手
 朝鮮京城ニテ營業
 自宅營業
 私立新潟盲啞學校教員
 (師範科鍼按科ノ部出)
 (師範科鍼按科ノ部出)
 (師範科鍼按科ノ部出)
 (師範科鍼按科ノ部出)
 南滿州鐵道株式會社奉天醫院マッサージ手
 自宅營業
 自宅營業

(師範科鍼按科ノ部出)
 死

同 教員練習科 (九人) (第八回)

杉浦四郎
 榎本政明
 山田まゝ
 栗城卯太記
 小川源助
 大城雪造
 笠原金吉
 吉野啓治
 須具忠右衛門
 葛山草
 菅田二郎
 飯島萬治郎
 陳兆祿 臺灣
 本校雇
 本校雇
 私立香川盲啞學校教員
 臺北醫院マッサージ手
 自宅營業
 死
 私立岡山盲啞學校教員
 私立中郡盲人學校教員
 私立中郡盲人學校教員
 普通科 (二十二名)
 明治四十五年三月
 臺南慈惠院教育部教員

(鍼按科ノ部出) 横山 貞吉 福島、平
 (鍼按科ノ部出) 西坂 藤三郎 福島、平
 本校技藝科鍼按科生 野村 通雄 廣島、平
 (鍼按科ノ部出) 鈴木 長藏 山形、平
 本校技藝科鍼按科生 中山 林到 高知、平
 本校技藝科鍼按科生 飛田 啓次郎 新潟、平
 (鍼按科ノ部出) 酒井 泰作 福島、平
 (鍼按科ノ部出) 加藤 梅吉 愛知、平
 (鍼按科ノ部出) 檜物 三太郎 石川、平
 (鍼按科ノ部出) 齋藤 春三郎
 (鍼按科ノ部出) 藤永 政一 山口、平
 本校技藝科鍼按科生 多賀 參兵 新潟、平
 (鍼按科ノ部出) 福田 濟二 廣島、平
 (鍼按科ノ部出) 神林 誠一郎 新潟、平
 (音樂科ノ部出) 瀨尾 猛夫 島根、平

(鍼按科ノ部出) 松澤 六三郎 東京、平
 (鍼按科ノ部出) 高田 計夫 岡山、士
 本校技藝科音樂科生 田村 經平 新潟、平
 本校技藝科鍼按科生 新津 吉久 北海道、平
 本校技藝科音樂科生 原 富枝 東京、士
 本校技藝科鍼按科生 豐川 英 岩手、士
 同 音樂科 (二人)
 同 自宅營業 遠坂 花 東京、士
 同 自宅營業 渡邊 治兵衛 千葉、平
 自宅營業 長井 浦之進
 本校師範科鍼按科生 伊藤 喜代治
 本校師範科鍼按科生 齋藤 武彌
 本校師範科鍼按科生 坂入 辰三郎
 自宅營業 秋元 梅吉

自宅營業

本校師範科鍼按科生

本校師範科鍼按科生

自宅營業

自宅營業

本校師範科鍼按科生

自宅營業

自宅營業

大正二年

三月

普通科 (二十五人)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

(鍼按科ノ部出)

本校技藝科鍼按科生

(鍼按科ノ部出)

本校技藝科鍼按科生

本校技藝科鍼按科生

(鍼按科ノ部出)

本校技藝科鍼按科生

本校技藝科鍼按科生

本校技藝科鍼按科生

本校技藝科鍼按科生

(鍼按科ノ部出)

本校技藝科鍼按科生

本校技藝科鍼按科生

本校技藝科鍼按科生

(鍼按科ノ部出)

本校技藝科音樂科生

水野 國次

加藤 梅吉

檜物 三太郎

藤永 政一

多賀 參兵

神林 誠一郎

田中 彌四郎

大栗 キヨ

石島 やそ

山田 藤五郎

森 和吉

一澤 元

寺田 福太郎

戸田 惠

渡邊 惣一郎 静岡、平

寺村 乙一郎 滋賀、平

平賀 喜勝 山梨、平

林 成孝 長野、士

堀尾 正直 熊本、平

綾部 常雄 東京、平

吉田 政太郎 神奈川、平

小池 柳造 静岡、平

松岡 國藏 新潟、平

田部 井吉三 群馬、平

村田 力三郎 茨城、平

門倉 要 神奈川、平

石田 喜十郎 東京、平

小林 全二 山梨、平

竹山 シウ 長野、士

(鉞按科ノ部出)
(鉞按科ノ部出)
(音樂科ノ部出)
(鉞按科ノ部出)

同 音樂科 (三人)

本校師範科音樂科生
本校音樂研究生
本校普通科生

同 鉞按科 (二十三人)

自宅營業
本校師範科鉞按科生
本校師範科鉞按科生
本校普通科生
臺南慈惠院教育部教員

渡邊 ごとく 茨城、平
谷澤 錦 東京、士
小澤 貞 茨城、士
篠田 マス 神奈川、平
瀬尾 猛夫
小澤 貞
石原 チヒロ 島根、士
山田 藤五郎
森 和 吉
横山 貞吉
西坂 藤三郎
宮原 常吉 埼玉、平
慶 旺

私立米澤盲學校教員
自宅營業
本校普通科生
東京廢兵院マッサージ手
本校師範科鉞按科生
自宅營業
自宅營業
長與胃腸病院マッサージ手
本校師範科鉞按科生
本校師範科鉞按科生
本校師範科鉞按科生
本校師範科鉞按科生
本校師範科鉞按科生
自宅營業
本校師範科鉞按科生
本校師範科鉞按科生

鈴木 長藏
一澤 元 群馬、平
江森 治一郎 群馬、平
寺田 福太郎
酒井 泰作
劉 元吉 京都、士
岩田 幸男
戸田 惠
寺村 乙二郎
松澤 六三郎
堀尾 正直
高田 計夫
田部井 吉三
小林 全二
渡邊 とく

本校師範科按科生
本校師範科按科生

同 師範科按科 (九人)

- 私立愛媛盲啞學校教員
- 私立岡崎盲啞學校教員
- 私立下關博愛盲啞學校教員
- 私立埼玉和協會訓盲學校教員
- 私立神戸訓盲院教員
- 私立高田訓蒙學校教員
- 德島縣師範學校附屬小學校盲啞學級教員
- 本校雇
- 私立岐阜訓盲院教員

谷澤 錦
篠田 マス

佐々木政次郎 長崎、平

渡邊 惣治

八尋 樹蒼

鈴木 信三

今關 秀雄

日山辰三郎 新潟、平

杉浦 四郎

山田 まち

野口 小つる 愛知、平

第七章 經費、資金、土地、建物、寄附

大正二年度豫算

經常部歳入		經常部歳出	
政府支出金	一七、二五三	俸給	九、九四七
諸收入	一五九	廳費及修繕費	三、四二八
合計	一七、四二一	雜給及雜費	四、一六六
資金部歳入		合計	一七、五四一
前年度歳入殘餘繰入	一〇〇	資金部歳出	
東京盲學校資金利益金	一〇〇	維持資金財產購入代	一、六〇〇
東京盲學校資金利益金	五〇	獎學費	二二七
東京盲學校資金寄附金	五〇	合計	一、八二七
獎學資金寄附金	二二三		
合計	二二三		
資金、土地、建物 大正二年六月一日現在			
現金及有價證券	二、九三一	一獎學資金	一八二
一現金(中央金庫寄託)	二、九三一	合計	八、〇一三
一四分利公債額面	四、九〇〇		

土地、建物
 敷地 三、八六三、六二九坪
 一校舎 三〇七、四二八
 一寄宿舎 三二五、五
 一炊事場及浴室 四五、五坪
 一門番所及物置 一六、〇
 一雨天體操場 五五、六六

篤志家ノ寄附

一大正元年度中篤志家ヨリ金員及物品ヲ寄附セラレタルモノ左ノ如シ
 金員ノ部

用途指定	寄附年月	金額	寄附者
奨學資	大正元年十一月	一五 ^円	榎本米三郎

物品ノ部

種別	寄附年月	數量	寄附者
ヒマラヤシーダー	明治四十五年四月	五 ^株	石島ヤッ
アレキサンデル、メル編 帝國訓盲院歴史外八種	同	九 ^冊	好本督

外國訓盲學校報告及雜誌	同	上	三〇 ^冊	同	人
同上雜誌	同	上	一 ^括	同	人
ことうた全集	明治四十五年七月	一部	一 ^部	石井重次郎	
鍼消毒器	大正元年八月	一臺	一 ^臺	長谷川壽慶	
北米合衆國ニューヨーク市失明豫防委員會第三年報	同	十月	一 ^冊	好本督	
同 調査事項報告第二	同	上	一 ^冊	同	人
點字源氏物語	同	上	四 ^冊	瀧浦トシ	
改訂按摩鍼灸學	同	上	一 ^冊	奥村雪彦	
剝製五色鳥	同	上	一 ^個	有川直志	
感化救濟事業講演集	同	十一月	二 ^冊	內務省地方局	
點字實用生理學	同	上	一 ^部	小川源助	
點字用紙	同	上	一 ^括	森恒太郎	

常盤能佳氣	同	十二月	五册	公爵毛利元照
點字古今和歌集遠鏡外四種	大正二年一月	六册	六册	女子責善俱樂部
藁製深靴外九種	大正二年二月	一二册	一二册	高岡ミツ
點字マッサーシ用電氣學外十二種		二六册	二六册	責善俱樂部
教育時論	每號	一ケ年	一ケ年	開發社
教育界	同上	同上	同上	明治教育社
日本の小學教師	同上	同上	同上	國民教育社
婦人子ども供	同上	同上	同上	フレールベル會
衛生新報	同上	同上	同上	衛生新報社
白十字	同上	同上	同上	白十字會
日本鍼灸雜誌	同上	同上	同上	眞野保正
點字日本の盲人	同上	同上	同上	日本盲人協會
點字あけぼの	同上	同上	同上	六光社
點字むつぼしのひかり	同上	同上	同上	東京盲學校同窓會
時事新報	同上	同上	同上	時事新報社
ゼ、ブライイन्द	每號	同上	同上	英國ガイデナー、トラスト、フォア セ、ブライイन्द
ゼ、ブライイユ、レビユー	同上二部宛	同上	同上	好本督
フォン、ウンセルン、プリン	每號	同上	同上	埃國國立訓盲院
第七十七年報			一册	米國ニューヨーク 州立訓盲院
第六十五年報			一册	英國バーミンガム 皇立訓盲院
第六十八年報			一册	英國ミッドランド 皇立訓盲院
第七十九年報			一册	米國バーキンス 州立訓盲院
盲學校娛樂			一册	米國ペンシルバニア 州立訓盲院
				同上

英國立盲人圖書貸出圖書館年報并目錄(一九一〇年度)	—	好本督
第十一年報	—	關領東印度盲人協會
失明豫防委員會年報	—	好本督
盲人協會第五年報	—	同人
	米國ニューヨーク	盲人協會

附錄

一 東京盲學校同窓會規則

第一條 本會ハ會員相互ノ交誼ヲ厚クシ兼テ智徳ヲ修養スルヲ以テ目的トス
 第二條 本會ハ東京盲學校同窓會ト稱ス
 第三條 本會ハ元東京盲學校卒業生及ビ本校卒業生ト在籍生徒ヲ以テ組織ス
 第四條 本會ノ事務所ハ東京盲學校寄宿舎内ニ置ク
 第五條 本會ハ東京盲學校長ノ監督ヲ受クベキモノトス
 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 會長 副會長 幹事 七名

第七條 本會ハ本校校長及ビ東京聾啞學校長ト同窓者ニアラサル本校職員ト其他本會ヲ贊助セラル、人ヲ客員トシ客員中ヨリ會長ヲ戴キ指導保護ヲ請ヒ副會長以下ハ會員中ヨリ選舉スルモノトス
 第八條 會長ハ本會ヲ整理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ又ハ代理ス幹事ハ本會ノ事務ヲ分擔ス
 第九條 副會長以下ノ任期ハ各一ケ年トス
 第十條 但再選スルコトヲ得
 第十一條 本會會員ハ會費トシテ毎月金拾錢ヲ納ムルモノトス
 第十二條 本會ハ毎年四月總集會ヲ開キ庶務會計ノ報告役員ノ改選重要事項ノ評議等ヲナシ十月ニハ常集會ヲ開キ會員ノ演說討論等ヲナス右兩會トモ諸名家又ハ客員ノ演說ヲ請ヒ其他適當ノ餘興ヲ催ウスコトアルヘシ
 第十三條 本會ハ毎月一回雜誌ヲ發行シ無代價ヲ以テ會員ニ分ツ
 第十四條 但購讀員ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム
 第十五條 但出版部ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム
 第十六條 本會員ニシテ本會ノ規定ニ背キ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會員タルヘキ義務ヲ盡ササルトキハ本會總集會ノ決議ニ依リ除名ス
 第十七條 本會員ハ宿所ヲ移轉シタルトキハ本會事務所ニ届出ツヘシ
 第十八條 將來此ノ規則ヲ改正若ハ變更セントスルトキハ總集會ニ於テ出席會員過

半數ノ賛成ヲ要ス

雜誌購讀會員規則

- 第一條 雜誌購讀會員ハ本會雜誌ノ代價三ヶ月以上ヲ添へ申込マル、モノトス
- 第二條 雜誌前金盡キタルトキハ雜誌ノ發送ヲ止ムヘシ
- 第三條 引續キ滿二ケ年以上ノ購讀者ニハ購讀會員章ヲ贈ルヘシ
- 第四條 購讀會員章ヲ所持スル人ハ本會ノ集會へ出席傍聽スルコトヲ許ス
- 第五條 購讀會員本會へ信書ヲ寄セラハトキハ購讀會員何某ト記載セラレタシ
- 第六條 購讀會員ハ本會雜誌へ寄書スルコトヲ得
- 第七條 但シ原稿ノ取捨ハ本會ニ委シ寄稿者ハ其採否ヲ責メサルモノトス

圖書出版部規則

- 第一條 本部ニ於テハ本會雜誌并ニ必要圖書ヲ製版印刷ス
- 第二條 本會幹事中ヨリ雜誌編輯掛製版掛及ヒ印刷掛圖書掛各壹名ヲ置ク
- 第三條 新ニ圖書ヲ出版セントスル時ハ本會長ヲ經テ本校長ノ認可ヲ得ヘキモノトス
- 第四條 出版ノ圖書ハ壹部本校へ納ムルモノトス
- 第五條 出版部擔當ノ幹事ハ本校印刷室主任ノ命ニ從ヒ機械ノ取扱ヒ及ヒ室内ノ整頓等ヲナスヘキモノトス
- 第六條 印刷掛ハ他ノ幹事及ヒ會員ヨリ臨時手傳ヲ頼ミ印刷ニ從ヒ且亞鉛版、紙類

等ノ散逸セサル様注意スヘキモノトス
第七條 圖書掛ハ圖書目錄ヲ調製シ出版ノ圖書ハ一々登記シ又發送簿ニハ一々書名、需要者住所姓名及ヒ發送年月日等ヲ記載シ置キ月末會長ニ差出スヘキモノトス

一 東京盲學校樂樂會規則

(明治四十三年十二月改正)

- 第一條 本會ハ本邦音樂ノ進歩ヲ企圖シ併セテ其趣味ノ普及ヲ謀ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ東京盲學校樂々會ト稱ス
- 第三條 本會ノ事務所ハ東京市小石川區同心町六番地石井松清方ニ置ク
- 第四條 本會ハ東京盲學校音樂科教員音樂科卒業生並ニ在籍生徒ヲ以テ組織ス
- 第五條 本會ハ東京盲學校長ノ監督ヲ受ク可キモノトス
- 第六條 本會ヲ贊助セラル、諸士及ヒ音樂科卒業生同シク在籍生徒ヲ正會員トス然シテ會長副會長及ヒ正會員ノ子弟ニ限リ入會ヲ欲スルモノハ毎年二月練習會ニ於テ准會員トシテ之ヲ許ス
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長 副會長 理事 各壹名
- 第八條 幹事 貳名
- 第九條 會長ハ本會ヲ整理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ又ハ代理ス理事ハ本會ノ事務ヲ整理シ幹事ハ理事ヲ助ケテ事務ヲ分擔ス
- 第十條 役員ハ正會員ノ選舉トシ任期ハ各一ケ年トス但再選スルコトヲ得
- 第十一條 理事及ヒ幹事ハ東京盲學校音樂科教員卒業生及ヒ音樂科第三年生以上ノ者ニシテ任務ニ堪ユルモノヨリ選舉スルモノトス

第十一條 役員ハ總テ無報酬トス
 第十二條 役員ノ改選ハ毎年十二月練習會日ヲ以テ行フ
 第十三條 本會ニ重要ノ件アル時ハ東京盲學校長ニ謀リテ之ヲ定ム
 第十四條 本會ハ毎年演奏會及ヒ練習會ノ二種ヲ開ク
 第十五條 演奏會ハ五月十月之ヲ開キ以テ奏樂ヲ完全ニセシムルヲ目的トス故ニ諸
 第十六條 大家ヲ聘シテ演奏ヲ請フコトアルヘシ
 第十七條 至壹圓ヲ徵收シ秋季演奏會ニハ無料トス
 第十八條 本會正會員ハ二月、四月、七月、九月、十一月及ヒ十二月之ヲ開ク
 第十九條 本會正會員ニシテ本會ノ規定ニ背キ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損シ若クハ本會
 員ノ義務ヲ盡サ、ルトキハ本會員過半數ノ決議ニ依リ除名ス但除名セラレタル時
 第二十條 本會正會員ハ宿所ヲ移轉シタルトキハ本會事務所ニ届出ツヘシ
 第二十一條 東京盲學校生徒ニシテ本會正會員タルモノ退學ノ處分ヲ受ケタルトキハ
 同時ニ本會ノ資格ヲ失フ可キモノトス

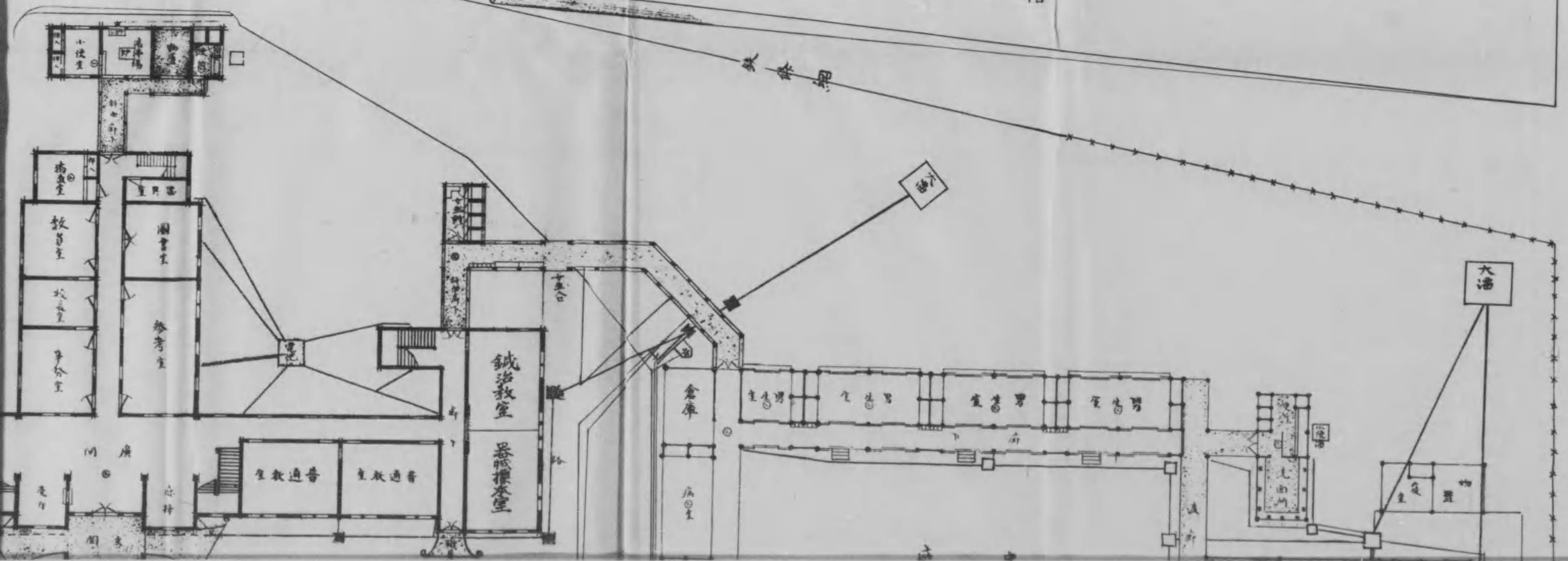
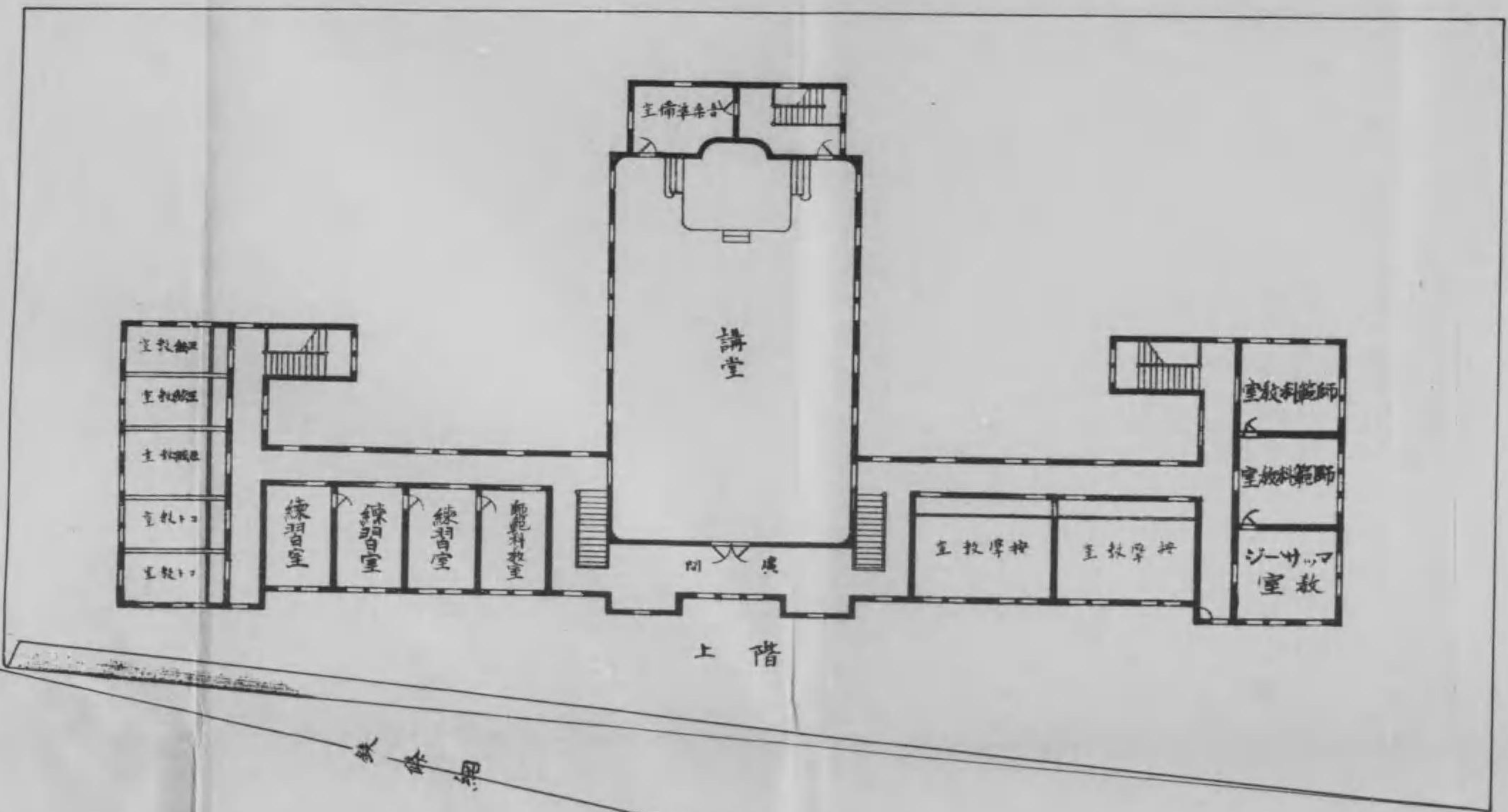
以上



東京盲學校略圖

校地坪數 三千八百六十三坪六二九
建物坪數 七百五十坪〇八八

小石川

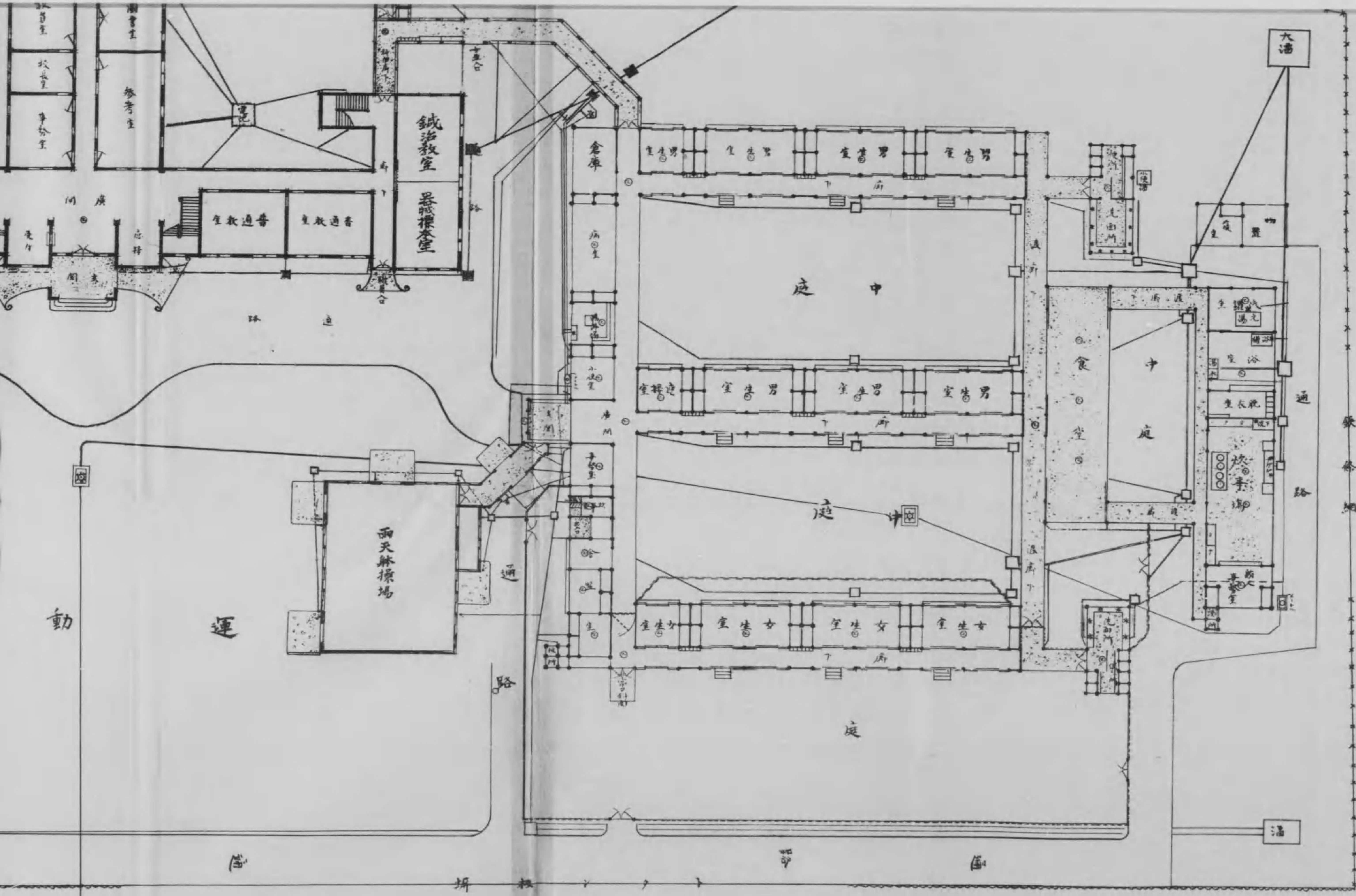


略圖

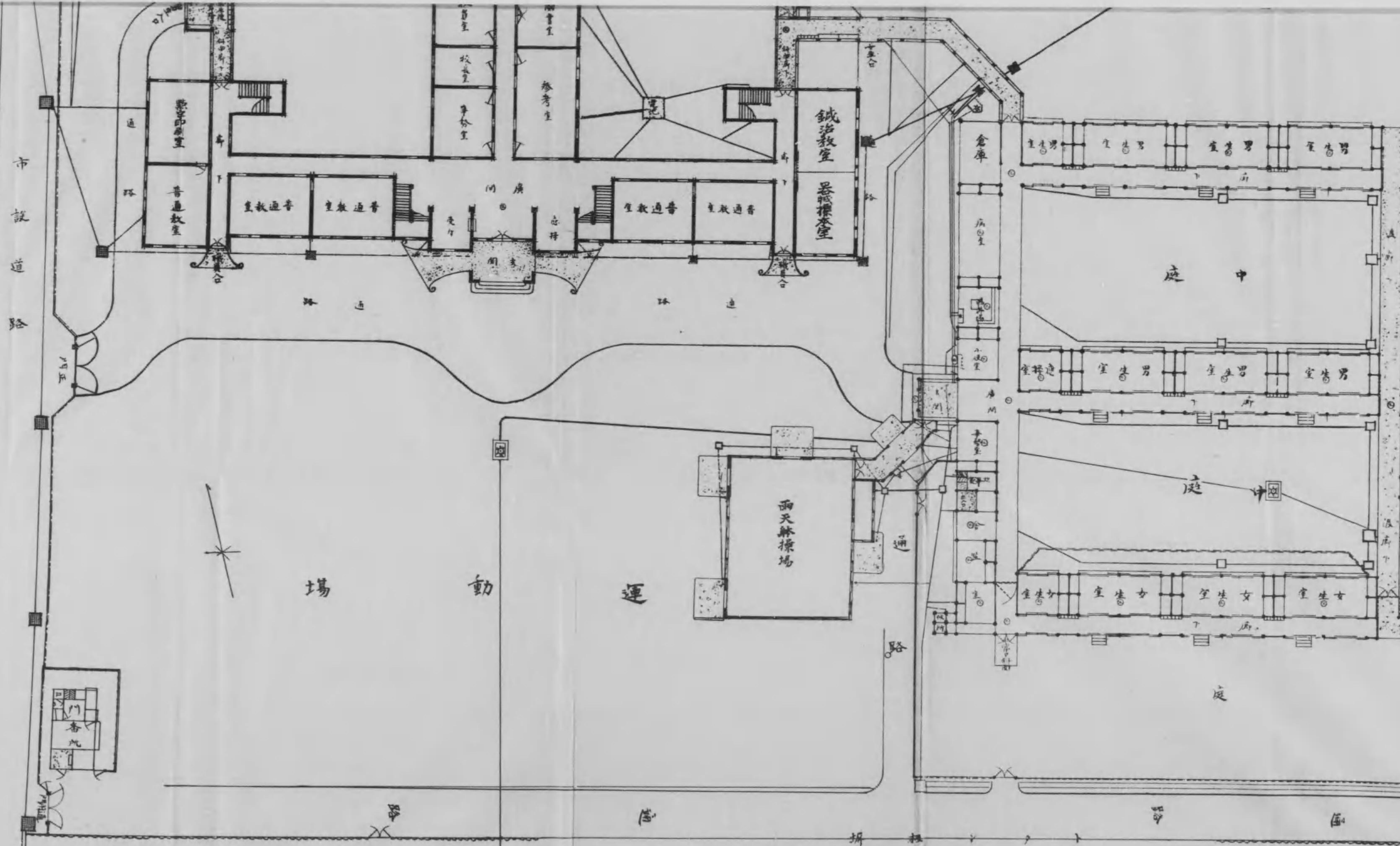
六十三坪六二九
五十坪〇八八

小石川區雜司ヶ谷町百三番地

(尺度三百分一)



凡例	瓦	二重校柵	目録校柵	建仁寺垣	目録校柵	鉄管	鉛管	半土管	瓦土管	水道	消火栓	電燈	丁土間	畳敷	砂利敷
----	---	------	------	------	------	----	----	-----	-----	----	-----	----	-----	----	-----



砂利敷	畳敷	竹土間	電燈	消火栓	水道	瓦土管	平土管	鉛管	鉄管	同徳校旗	建仁寺垣	目黒校旗	七草校旗	凡例
-----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	------	------	------	------	----

大正二年九月二十三日印刷
大正二年九月二十五日發行

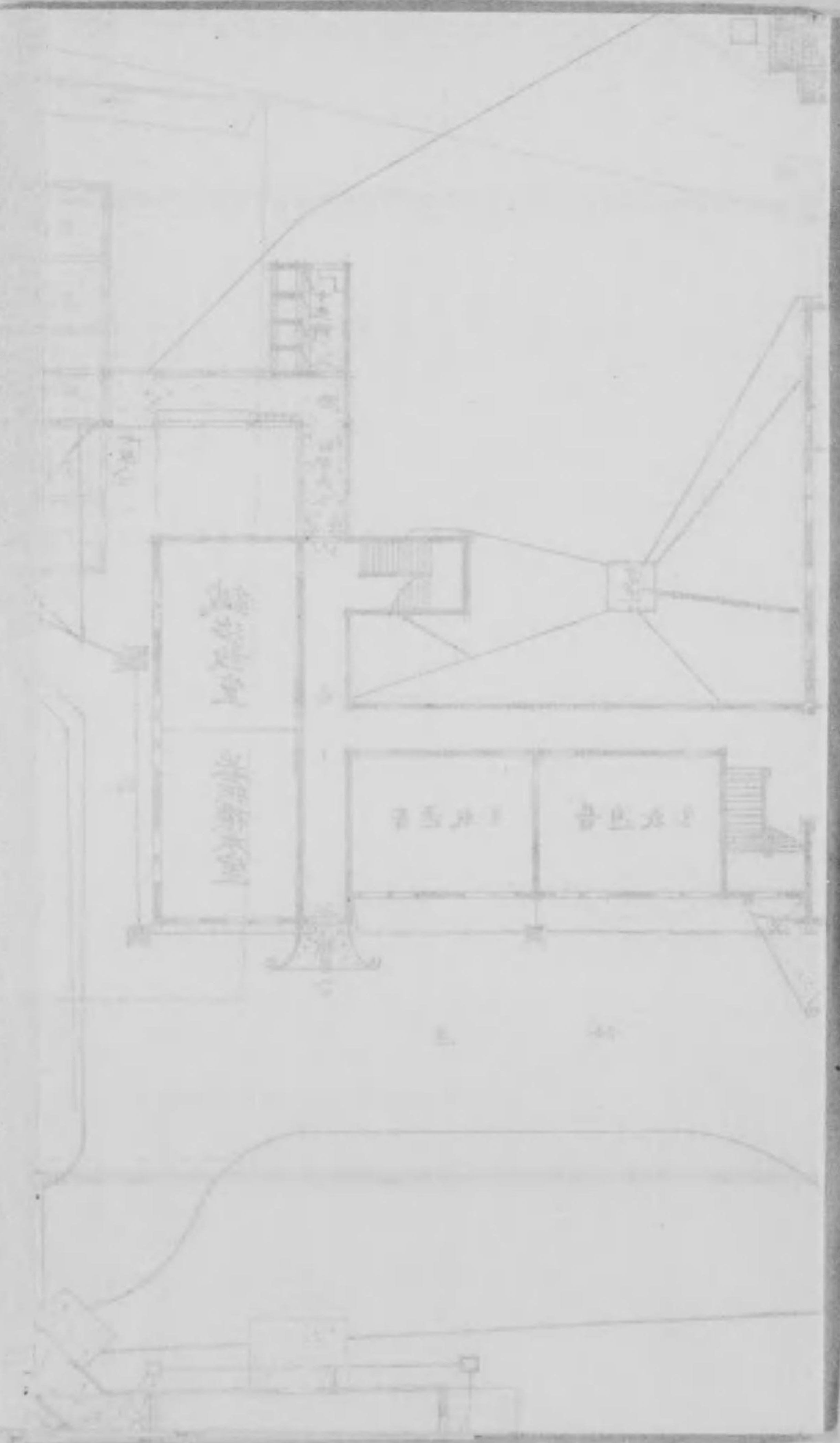
東京盲學校

東京市麴町區飯田町四丁目廿一番地

印刷者 清水長三郎

東京市本郷區四丁目卅九番地

印刷所 二原堂



終

